# 

第1059号

平成25年8月10日 毎月10日発行

秋田市山王一丁目1番1号発行所 秋田市総務部文書法制課電話 018-866-2008

秋田市寺内字三千刈110番地の1 印刷所 秋田活版印刷株式会社 電話 018-888-3500

### ——— 目 次 ———

;	規	則
		部を改正する規則(第24号)
○秋田市児童福祉法施行	細則の一部を	-
		- る規則の一部を改正する規 2
1	告	示
介護予防サービス事業: 「指定地域事業者の指定地域事業者の指定を対している。」 「利用にいるののでは、「第205号」を発して、「第205号」を生活保護を主要を受け、「ののでは、「第205号」を生活に、「第205号」を生活に、「第205号」を生活に、「第205号」を生活に、「第205号」を生活に、「第205号」を生活に、「ののでは、「第205号」を表した。「第205号」を表した。「第205号」を表した。「第205号」を表した。「第205号」を表した。「第205号」を表した。「第205号」を表した。「第25年度を表して、「第213号」を表した。「第213号」を表した。「第213号」を表した。「第213号」を表した。「第213号」を表した。「第213号」を表した。「第213号」を表した。「第213号」を表した。「第213号」を表した。「第213号」を表した。「第213号」を表した。「第213号」を表した。「第213号」を表した。「第213号」を表した。「第213号」を表した。「第213号」を表した。「第213号」を表した。「第213号」を表した。「第213号」を表した。「第213号」を表した。「第213号」を表した。「第213号」を表した。「第213号」を表した。「第213号」を表した。「第213号」を表した。「第213号」を表した。「第213号」を表した。「第213号」を表した。「第213号」を表した。「第213号」を表した。「第213号」を表した。「第213号」を表した。「第213号」を表した。「第213号」を表した。「第213号」を表した。「第213号」を表した。「第213号」を表した。「第213号」を表した。「第213号」を表した。「第213号」を表した。「第213号」を表した。「第213号」を表した。「第213号」を表した。「第213号」を表した。「第213号」を表した。「第213号」を表した。「第213号」を表した。「第213号」を表した。「第213号」を表した。「第213号」を表した。「第213号」を表した。「第213号」を表した。「第213号」を表した。「第213号」を表した。「第213号」を表した。「第213号」を表した。「第213号」を表した。「第213号」を表した。「第213号」を表した。「第213号」を表した。「第213号」を表した。「第213号」を表した。「第213号」を表した。「第213号」を表した。「第213号」を表した。「第213号」を表した。「第213号」を表した。「第213号」を表した。「第213号」を表した。「第213号」を表した。「第213号」を表した。「第213号」を表した。「第213号」を表した。「第213号」を表した。「第213号」を表した。「第213号」を表した。「第213号」を表した。「第213号」を表した。「第213号」を表した。「第213号」を表した。「第213号」を表した。「第213号」を表した。「第213号」を表した。「第213号」を表した。「第213号」を表した。「第213号」を表した。「第213号」を表した。「第213号」を表した。「第213号」を表した。「第213号」を表した。「第213号」を表した。「第213号」を表した。「第213号」を表した。「第213号」を表した。「第213号」を表した。「第213号」を表した。「第213号」を表した。「第213号」を表した。「第213号」を表した。「第213号」を表した。「第213号」を表した。「第213号」を表した。「第213号」を表した。「第213号」を表した。「第213号」を表した。「第213号」を表した。「第213号」を表した。「第213号」を表した。「第213号」を表した。「第213号」を表した。「第213号」を表した。「第213号」を表した。「第213号」を表した。「第213号」を表した。「第213号」を表した。「第213号」を表した。「第213号」を表した。「第213号」を表した。「第213号」を表した。「第213号」を表した。「第213号」を表した。「第213号」を表した。「第213号」を表した。「第213号」を表した。「第213号」を表した。「第213号」を表した。「第213号」を表した。「第213号」を表した。「第213号」を表した。「第213号」を表した。「第213号」を表した。「第213号」を表した。「第213号」を表した。「第213号」を表した。「第213号」を表した。「第213号」を表した。「第213号」を表した。「第213号」を表した。「第213号」を表した。「第213号」を表した。「第213号」を表した。「第213号」を表した。「第213号」を表した。「第213号」を表した。「第213号」を表した。「第213号」を表した。「第213号」を表した。「第213号」を表した。「第213号」	者スにの…ばい者うるよ機…機民公納…険…令…いび者うばのの事つ徴…きてお 医び関・関税示税・税・し・て事お き公お業い収 人(よ・師保の・の納送通・納・た・(績よ・人示定者ての・の第び・の管指・指税・達知・税・避・第のび・の送にお(事・指12指・指に指・症・害・知・難・11要定・定でよ(業務・定1定・定つに終つ。	
	教委告	
<b>₹</b>	双 安 百	小

○教育委員会定例会の招集について (第11号) ……………7

### 選管告示

○平成25年7月3日現在で選挙人名簿に登録した者の氏名、住所						
および生年月日を記載した書面ならびに在外選挙人名簿に登録						
した者の氏名、登録申請を経由した領事官の名称、最終住所お						
よび生年月日を記載した書面の縦覧について(第58号)7						
○選挙権を有する者の総数の50分の1および3分の1の数につい						
て(第59号)7						
○平成25年7月21日執行の参議院秋田県選出議員選挙における候						
補者の氏名等の掲載順序を定めるくじを行う場所および日時に						
ついて(第60号) 8						
○平成25年7月21日執行の参議院議員通常選挙における期日前投						
票所について(第61号) 8						
○平成25年7月21日執行の参議院議員通常選挙における期日前投						
票所を開く時刻および閉じる時刻について(第62号)8						
○平成25年7月21日執行の参議院議員通常選挙における期日前投						
票管理者およびその職務を代理すべき者について(第63号)						
8						
○平成25年 7 月21日執行の参議院議員通常選挙における投票所に						
ついて(第64号)12						
○平成25年 7 月21日執行の参議院議員通常選挙における投票所を						
閉じる時刻について(第65号)13						
○平成25年 7 月21日執行の参議院議員通常選挙における投票管理						
者およびその職務を代理すべき者について(第66号)13						
○平成25年7月21日執行の参議院議員通常選挙における開票の場						
所および日時について(第67号)18						
○平成25年 7 月21日執行の参議院議員通常選挙における開票管理						
者およびその職務を代理すべき者の選任について(第68号)						
18						
○平成25年7月21日執行の参議院議員通常選挙における開票立会						
人となるべき者のくじを行う場所および日時について(第69号)						
18						
○平成25年7月21日執行の参議院議員通常選挙における期日前投						
票所の投票管理者の変更選任について(第70号)18						
○平成25年7月21日執行の参議院議員通常選挙における投票管理						
者の変更選任について(第71号)19						
農委告示						
○農業委員会総会の招集について(第10号)19						
監 査 委 告 示						
○包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名および住所な						
らびに当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の						
事務を補助できる期間について(第 1 号)19						

### 上下水道局告示

<ul><li>○指定給水装置工事事業者の廃止について(第31号)19</li><li>○指定排水設備工事業者の廃止について(第32号)19</li><li>○指定給水装置工事事業者の指定について(第33号)19</li></ul>
公告
○住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況について20
○入札参加希望者の公募について22
○建築基準法による道路の指定について23
○公募型プロポーザルの実施について24
○都市公園の設置について24
○入札参加資格の申請の受付について25
○開発行為に関する工事の完了について26
○開発行為に関する工事の完了について26
○農用地利用集積計画の策定について26
○差押財産の公売について······26
上下水道局公告
○入札参加希望者の公募について27
○入札参加希望者の公募について28

### 則 規

○一般競争入札の執行について………29 ○入札参加希望者の公募について……30

○入札参加希望者の公募について……31

○入札参加資格の申請の受付について……32

○入札参加希望者の公募について……33

○入札参加希望者の公募について……34

秋田市商工業振興条例施行規則の一部を改正する規則をここに 公布する。

平成25年7月4日

秋田市長 穂 積 去

### 秋田市規則第24号

秋田市商工業振興条例施行規則の一部を改正する規則 秋田市商工業振興条例施行規則(昭和58年秋田市規則第15号) の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「5,000平方メートル」を「4,000平方メー トル」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の秋田市商工業振興条例施行規則の規定は、この規則 の施行の日以後に操業を開始する事業を行う者について適用し、 同日前に操業を開始した事業を行う者については、なお従前の 例による。

秋田市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布

平成25年7月24日

秋田市長 穂 穑 志

秋田市規則第25号

秋田市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

秋田市児童福祉法施行細則(平成9年秋田市規則第30号)の一 部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を 付し、附則に次の1項を加える。

(費用の徴収額等の決定の特例)

2 平成25年度に限り、別表第1のA階層に属していた世帯で あって平成25年厚生労働省告示第174号の規定により平成25年 8月1日以後に同表の B 階層に属することとなったもののう ち、特に生活が困窮しているものとして市長が認めるものにつ いては、当該世帯に係る徴収基準月額および加算基準月額は、 零とする。

附則

この規則は、平成25年8月1日から施行する。

母子保健法による費用の徴収に関する規則の一部を改正する規 則をここに公布する。

平成25年7月24日

秋田市長 穂 志 穑

### 秋田市規則第26号

母子保健法による費用の徴収に関する規則の一部を改正す る規則

母子保健法による費用の徴収に関する規則(平成9年秋田市規 則第33号)の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を 付し、附則に次の1項を加える。

(費用の額の決定等の特例)

2 平成25年度に限り、別表のA階層に属していた世帯であって 平成25年厚生労働省告示第174号の規定により平成25年8月1 日以後に同表のB階層に属することとなったもののうち、特に 生活が困窮しているものとして市長が認めるものについては、 当該世帯に係る徴収基準月額および加算基準月額は、零とする。

附 則

この規則は、平成25年8月1日から施行する。

示

### 秋田市告示第197号

介護保険法(平成9年法律第123号)第70条第1項、第79条第 1項および第115条の2第1項の規定に基づき、指定居宅サービ ス事業者、指定居宅介護支援事業者および指定介護予防サービス 事業者を次のとおり指定したので、同法第78条、第85条および第 115条の10の規定により告示する。

平成25年7月2日

秋田市長 穂 穑 志

事業者の	事業所の	事業所の	指定の	サービス
名 称	名 称	所 在 地	年月日	の種類
株式会社東	在宅介護サー	秋田市飯	平成25年	訪問介護、
北リスクマ	ビスステー	島緑丘町	7月1日	介護予防
ネジメント	ションたん	18番19号		訪問介護
	ぽぽ飯島訪			
	問介護			

特定非営利	ごろりんは	秋田市山	平成25年	居宅介護
活動法人あ	うす	王新町13	7月1日	支援
きた福祉共		番21号		
生会		三栄ビル		
		3 階		

### 秋田市告示第198号

介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の2第1項および 第115条の12第1項の規定に基づき、指定地域密着型サービス事 業者および指定地域密着型介護予防サービス事業者を次のとおり 指定したので、同法第78条の11および第115条の20の規定により 告示する。

平成25年7月2日

秋田市長	穂	積	志
------	---	---	---

事業者の 事業所の		事業所の	指定の	サービスの
名 称	名 称	所在地	年月日	種 類
株式会社	朱式会社 グループ		平成25年	認知症対応型
ジャパン	ホーム遊	川清澄町	7月1日	共同生活介護、
ケアサー	- <b>宴秋田旭</b> 16番17号			介護予防認知
ビス	Л			症対応型共同
				生活介護

### 秋田市告示第199号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第2項の規定に基づき、秋田市ごみ処理手数料の徴収の事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成25年7月3日

秋田市長 穂 積 志

受託者の住所および氏名

秋田市飯島新町二丁目4番37号

ローソン秋田広面蓮沼店

店長 高 橋 馨

### 秋田市告示第200号

秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例(平成4年秋田市条例第37号)第35条の規定に基づき、粗大ごみ用証紙売りさばき人を次のとおり指定したので、告示する。

平成25年7月4日

秋田市長 穂 積 さ

粗大ごみ用証紙売りさばき人の指定を受ける者の住所および名 \*\*\*

指定番号	住 所	名 称
421	秋田市八橋田五郎二丁	ローソン秋田八橋田五
	目2番3号	郎二丁目店

### 秋田市告示第201号

次の差押書は、法人の住所又は所在地が不明のため送達できなかったことから、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2 第1項の規定により公示送達する。

なお、差押書は、企画財政部特別滞納整理課に保管し、送達を 受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成25年7月9日

秋田市長 穂 積 志

1 送達を受けるべき者の住所および氏名 東京都千代田区神田練塀町45番地 株式会社 日本ボロン 2 送達する書類名 差押書 1通

### 秋田市告示第202号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項および第115条の5第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者を次のとおり廃止したので、同法第78条および第115条の10の規定により告示する。

平成25年7月9日

秋田市長 穂 積 志

事業者の	事業所の	事業所の	廃止の	サービスの
名 称	名 称	所在地	年月日	種 類
東北製鋼	東北製鋼	秋田市寺	平成25年	福祉用具貸与、
株式会社	株式会社	内字大小	5月31日	特定福祉用具
		路 207 番		販売、介護予
		地13		防福祉用具貸
				与、特定介護
				予防福祉用具
				販売
医療法人	稲庭クリ	秋田市南	平成25年	訪問リハビリ
わらべ会	ニック訪	通亀の町	6月30日	テーション、
	問リハビ	2番21号		介護予防訪問
	リテーショ			リハビリテー
	ン			ション

### 秋田市告示第203号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の規定による医師を次のとおり指定したので、秋田市身体障害者福祉法施行細則(平成15年秋田市規則第3号)第5条の規定により告示する。

平成25年7月9日

秋田市長 穂 積 志

医師	币名	医療機関名	診療科名	担当する障害分野
岡田	健	秋田県立脳	脳神経外	肢体不自由
		血管研究セ	科	
		ンター		
佐野	圭昭	秋田県立脳	脳神経外	肢体不自由
		血管研究セ	科	
		ンター		
佐野	由佳	秋田県立脳	脳神経外	肢体不自由
		血管研究セ	科	
		ンター		
小林	慎弥	秋田県立脳	脳神経外	肢体不自由
		血管研究セ	科	
		ンター		
藤巻	由実	秋田県立脳	脳神経外	肢体不自由
		血管研究セ	科	
		ンター		
田邊	淳	秋田県立脳	脳神経外	肢体不自由
		血管研究セ	科	
		ンター		
			'	'

大内	東香	秋田赤十字	神経内科	視覚障害
		病院		平衡機能障害
				音声•言語機能障害
				そしゃく機能障害
				肢体不自由
飯川	延子	秋田大学医	耳鼻咽喉	聴覚障害
		学部附属病	科	平衡機能障害
		院		音声•言語機能障害
				そしゃく機能障害

### 秋田市告示第204号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例(平成元年秋田市条例 第28号)第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放 置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自 転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項 の規定により告示する。

平成25年7月11日

秋田市長 穂 積 志

- 1 撤去し、保管した自転車等
- (1) 放置されていた場所および台数
  - ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車 等放置規制区域 15台
  - イ 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車 等放置規制区域 14台
  - ウ 秋田駅南地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車 等放置規制区域 1台
- (2) 撤去し、保管した年月日 平成25年6月1日から同月29日まで
- (3) 返還を行う時間および場所
  - ア 時間 午前10時から午後7時まで
  - イ 場所 秋田市東通仲町4番3号(秋田駅東自転車等駐車 場内)

秋田市自転車等保管所

- (4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間 平成25年7月25日から平成26年1月25日まで
- 2 返還を受けるために必要な事項

自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還 申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の 利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。

3 所有権の帰属

この告示に係る自転車等で、告示後6か月を経過しても利用 者等の引取りがないものについての所有権は、自転車の安全利 用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律 (昭和55年法律第87号)第6条第4項の規定に基づき本市に帰 属する。

4 問合せ先

秋田市山王一丁目1番1号 秋田市都市整備部交通政策課 電話 866-2035 秋田市東通仲町4番3号

秋田市自転車等保管所 電話 834-6497

### 秋田市告示第205号

生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第54条の2第1項および 同条第4項において準用する同法第50条の2 (中国残留邦人等の 円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律 (平 成6年法律第30号)第14条第4項においてその例による場合を含む。以下同じ。)の規定に基づき、介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定、変更および休止したので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成25年7月11日

秋田市長 穂 積 志

### 1 指定

名	称	所	在	地	指 年月	定月日
アイン薬局	中通店	秋田市南	通築地	2番31号	平成 7月	

### 2 変更

名	称	変更事項	変更	
石	孙	変更前	変更後	年月日
バリアフリーアー		秋田市川尻御	秋田市新屋渋	平成25年
1		休町3番2号	谷町1番38号	4月1日

### 3 休止

名 称	所 在 地	廃 止 年月日	備考
ジャパンケア	秋田市仁井田新田一丁目	平成25年	休止
秋田仁井田	5番15号KSビル206号	5月31日	

### 秋田市告示第206号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する 同法第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後 の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項 においてその例による場合を含む。)の規定に基づき、医療扶助 および医療支援給付のための施術を担当させる施術者を次のとお り指定したので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成25年7月11日

秋田市長 穂 積 志

指定

氏 4	名	施	術所の	施	術	所	の	指	定
		名	称	所	7	E	地	年月	目
高橋	道弘	寿楽	秋田店	秋日	日市具	え釜。	り町	平成	25年
				11看	昏 9 5	<u>コ</u> . ブ		6月	1 日

### 秋田市告示第207号

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所等が不明のため送達できないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定に基づき、公示送達する。

なお、当該書類は企画財政部市民税課で保管し、送達を受ける べき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成25年7月12日

秋田市長 穂 積 志

- 1 送達を受けるべき者の住所および氏名 別紙(省略)のとおり
- 2 送達すべき書類の名称

平成25年度市民税·県民税納税·納税変更通知書兼特別徵収税額決定·変更通知書

### 秋田市告示第208号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が不明のため送達でき

なかったので、地方税法 (昭和25年法律第226号) 第20条の2第 1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、企画財政部市民税課に保管し、送達 を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成25年7月12日

秋田市長 穂 志

- 1 公示送達を受けるべき者の住所および氏名 別紙(省略)のとおり
- 2 送達する書類

平成25年度軽自動車税納税通知書

### 秋田市告示第209号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送 達できなかったので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条 の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、市民生活部国保年金課に保管し、送 達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成25年7月12日

秋田市長 穂 積 去

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所 別紙(省略)のとおり
- 2 送達する書類

平成24年度国民健康保険税納税通知書

### 秋田市告示第210号

災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第60条第1項の規定 に基づき、平成25年7月12日午後4時に秋田市下新城地区に発令 した避難勧告を、同年7月13日午前9時をもって解除したので、 同条第4項の規定により告示する。

平成25年7月13日

秋田市長 穂 穑

解除した住所および世帯数

秋田市下新城笠岡字堰根地区 秋田市下新城岩城字下向地区

岩城字上向地区

岩城字右馬之丞地区

岩城字槻ノ木地区

合計167世帯

### 秋田市告示第211号

次の者を秋田市功労者等の待遇に関する条例(昭和29年秋田市 条例第14号)により功労者名簿に登録する。

平成25年7月16日

秋田市長 穂 穑

第508号 永 田 賢之助 秋田市上新城中字片野33番地1

長年にわたり地区の歴史や文化を研究し地域文化の顕彰に努め るとともに子ども達の愛郷心の育成および地域の振興など幅広い 分野において市勢の発展に大きく貢献した。

第509号 大 川 功 秋田市保戸野鉄砲町1番21号

長年にわたり生活協同組合コープあきた代表理事として市民の 生活安定と文化の向上および被災者の支援に取り組まれるととも に消費者を守るための啓発活動など本市消費者行政の進展に大き く貢献した。

第510号 佐々木 了 秋田市雄和新波字樋口25番地1

長年にわたり農業委員会委員として農業政策への建議・要望の 提出と農地転用等に対する助言・指導を行うなど本市の農地行政 の執行に大きく貢献した。

### 秋田市告示第212号

秋田市表彰規則(昭和58年秋田市規則第12号)に基づき表彰し た者の氏名および事績の大要は次のとおりである。

平成25年7月16日

秋田市長 穂 穑 志

長年にわたり人権擁護委員として人権相談・人権啓発活動等に 尽力し市勢の発展に貢献した。

奥 山 彌佐子

天 野 博 子

長年にわたり納税貯蓄組合長として組合の運営と納税思想の普 及高揚に尽力し市勢の発展に貢献した。

齊藤貞美

久保目 喜 \_\_

長谷部 久 夫

平 良 邦 子

長年にわたり市交通指導隊の指導的立場にあって交通事故の防 止と交通安全意識の高揚に尽力し交通安全の推進に貢献した。

八柳正三

渡邉 音

田近政孝

長年にわたり秋田市交通安全母の会連絡協議会の要職を務め交 通安全意識の高揚と交通事故の防止に尽力し交通安全の推進に貢 献した。

武 田 宮 子

長年にわたり町内会長として町内の融和と自治活動の推進に尽 力し市民参加のまちづくりに貢献した。

武藤勝春

粕 谷 芳 郎

長谷川 義 隆

大 澤 鐵 治

松 坂 勇

堀 正 司

貀 瀧 田

佐々木 政 昭

石 井 登

三 浦 五祚夫

阿部

工藤 治 榮

古 田 夘 助

竹 中 榮 治

青 木 稔

川田直 政

小 島 初 男

石 川 唯 志

金 鎌田 光

永 井 英 夫

鈴木岩 夫

井 武 光 藤

福田雪 夫

工 藤 慶 鵩

野 昭 造 今 大 友 鈴 雄

細 部 芳 雄 佐々木 忠 次 高 橋 功 高 橋 信 清 岡 字 部 金 正 Y 伊 勢 定 正 内 藤 眞 吾 鈴 木 鎭 澤 宮 淳 中 川猛夫 (故)山 田 肇 小 野 良 治 中山清造 佐々木 睦 生.

長年にわたり社会福祉審議会障がい者専門分科会委員として本 市社会福祉の向上に貢献した。

田村芳一

髙 橋 恒 悦

小豆嶋 勝 男

藤正和

伊

長年にわたりボランティア活動に精励し市民参加のまちづくり と社会福祉の向上に貢献した。

> あいの会 フリージア

. - - 11. 4.1

フラ・ロケラニサークル

あきた友楽会

秋田万歳 継承会

まごころ友の会

長年にわたり民生委員・児童委員として職務に精励し本市社会 福祉の向上に貢献した。

> 松渕紀子 美ミキ 能 藤勝義 工. 後 藤 美代子 鈴 木 喜 悦 金 曙 子 正 木 瑠美子 門 脇 紀巳子 舩 木 新 悦 安 宅 花 江 豊 嶋孝夫 71 泉靖子 利 部 セツ子 関 谷 和 子 Ш 井 精 一 ミチ子 菅 原 渡 辺 京 子 佐 藤 アサ子 保 坂 降 渡邊貞雄 佐々木 伊代子 佐々木 和 子 折 原 和 子

池 田

藤 原 久美子 村松功英 佐々木 チヨコ 菅 野 ふみ子 中 久 子  $\mathbb{H}$ 中 陽 田 子 深 井 鈴 美 佐 藤 富 子 田 近 サト子

長年にわたり環境審議会委員として環境施策への提言・助言を 行うなど本市環境行政の推進に貢献した。

寺 山 雅 子

蒔 田 明 史

長年にわたり不法投棄監視員として不法投棄の防止に尽力し本 市生活環境の保全に貢献した。

渡 邉 静 雄

佐藤金典

長年にわたり商店街振興会の要職を務め商店街の健全な発展に 寄与し本市商業の振興に貢献した。

堀 井 喜久雄

鈴木雅之

藤井俊弥

長年にわたり秋田市中央卸売市場運営協議会委員および秋田青 果卸売協同組合等の要職を務め中央卸売市場の指導的役割を担い 市場運営に貢献した。

佐藤信男

長年にわたり山林看守人として市有林の保護育成に精励し本市 林業の振興に貢献した。

夕 野 敏 雄

長年にわたり文化振興審議会委員として本市文化の振興に貢献 した。

齊 藤 博

長年にわたり収集した民具などのコレクションをボランティア で公開展示し生活文化の保存に貢献した。

永 田 新 作

長年にわたりボランティア活動に精励し動物園のにぎわいづく りおよび教育普及活動の推進などに貢献した。

秋田市大森山動物園ボランティアガイド「たいようの会」 長年にわたり少年指導センター少年指導委員として少年の非行 防止と健全育成に貢献した。

岩 本 とき子

菅 生 美榮子

伊 藤 清四郎

小 野 金 一

前 沢 惠 子

相原律子

渡 邊 節 子

長年にわたり児童育成クラブ世話人として児童館等での活動に 精励し本市児童の健全育成に貢献した。

小 野 淳 子 佐 藤 百合子

伊藤慶子

菊 池 美弥子 二 田 キミ子

本間夕子

長年にわたり他の模範となって自主的な防災活動や防災知識の 普及啓発活動に精励し本市の地域防災の向上に貢献した。

> 境田町内会自主防災隊 種沢自治会自主防災隊 北浜町内会自主防災隊 八柳上通自主防災隊

### 秋田市告示第213号

介護保険法(平成9年法律第123号)第70条第1項および第115条の2第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条および第115条の10の規定により告示する。

平成25年7月17日

秋田市長 穂 積 志

事業者の	事業所の	事業所の	指定の	サービスの
名 称	名 称	所在地	年月日	種 類
柿崎ケア	訪問介護	秋田市土崎	平成25年	訪問介護、
システム	ステーショ	港東一丁目	7月15日	介護予防訪
株式会社	ンめぐり	2番8号		問介護

### 秋田市告示第214号

秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例(平成4年秋田市条例第37号)第35条の規定に基づき、粗大ごみ用証紙売りさばき人を次のとおり指定したので、告示する。

平成25年7月19日

秋田市長 穂 積 志

粗大ごみ用証紙売りさばき人の指定を受ける者の住所および名 称

指定番号	住 所	名 称
422	秋田市牛島東五丁目3	サンクス牛島東5丁目
	番25号	店

### 秋田市告示第215号

次の市税督促状は、本人の住所又は居所が不明のため送達ができなかったので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2 第1項の規定により、公示送達する。

なお、当該市税督促状は、企画財政部納税課に保管し、送達を 受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成25年7月26日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の住所および氏名 別紙(省略)のとおり
- 2 送達する書類

平成25年度市税督促状

秋田市告示第216号

平成25年7月22日に秋田市文化振興条例(昭和58年秋田市条例 第4号)第6条第2項の規定に基づき表彰した者の氏名および事 績の概要を、秋田市文化振興条例施行規則(昭和58年秋田市規則 第11号)第8条第2項の規定により告示する。

平成25年7月29日

秋田市長 穂 積 志

秋田市文化選奨

伊 藤 義 一

文芸の研鑽に努め優れた作品「落下芳艸―俳句でたどる露月の

一生一」を発表し俳句の持つ魅力を広く伝えるなど本市文化の振 興に貢献した。

佐々木 厚 子

美術の研鑽に努め優れた作品「イカロスI」を発表し洋画の持つ魅力を広く伝えるなど本市文化の振興に貢献した。

赤 川 郁 子

邦楽の研鑽に努め優れた作品「新娘道成寺」を発表し地唄三絃 の持つ魅力を広く伝えるなど本市文化の振興に貢献した。

とのぐち会

文芸の研鑽に努め優れた作品「とのぐち 三十年の軌跡」を発表しエッセイの持つ魅力を広く伝えるなど本市文化の振興に貢献した。

# 教 委 告 示

### 秋田市教委告示第11号

平成25年7月25日午後3時30分秋田市教育委員会教育委員会室 に教育委員会定例会を招集する。

平成25年7月22日

秋田市教育委員会

委員長 進 藤 光 子

### 付議案件

- 1 平成26年度使用秋田市立秋田商業高等学校教科用図書の採択 に関する件
- 2 平成26年度使用秋田市立御所野学院高等学校教科用図書の採 択に関する件
- 3 平成26年度使用秋田公立美術大学附属高等学院教科用図書の 採択に関する件
- 4 秋田市社会教育委員の委嘱に関する件

# 選管告示

### 秋市選管告示第58号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第23条第1項および第30条の7第1項の規定に基づき、平成25年7月3日現在で選挙人名簿に登録した者の氏名、住所および生年月日を記載した書面ならびに在外選挙人名簿に登録した者の氏名、登録申請を経由した領事官の名称、最終住所および生年月日を記載した書面を次により縦覧に供するので、同法第23条第2項および第30条の7第2項の規定により告示する。

平成25年7月1日

秋田市選挙管理委員会

委員長 菅 原 弘 夫

- 1 期間 平成25年7月4日
  - 午前8時30分から午後5時まで
- 2 場所 秋田市山王一丁目2番34号 秋田市選挙管理委員会事務局

### 秋市選管告示第59号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条、第75条、第76条、第80条、第81条および第86条ならびに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1および3分の1の数は、次のとお

りであるので、地方自治法第74条第5項の規定により告示する。 平成25年7月3日

### 秋田市選挙管理委員会

委員長 菅 原 弘 夫

- 1 50分の1の数 5,372人
- 2 3分の1の数 89,520人

### 秋市選管告示第60号

平成25年7月21日執行の参議院秋田県選出議員選挙における候補者の氏名等の掲載順序を定めるくじを行う場所および日時を次のとおり定めたので、公職選挙執行規程(昭和34年秋選管告示第2号)第62条の2第1項の規定により告示する。

平成25年7月4日

秋田市選挙管理委員会

委員長 菅 原 弘 夫

- 1 場所 秋田市山王一丁目2番34号 秋田市選挙管理委員会事務局
- 2 日時 平成25年7月4日 午後6時

### 秋市選管告示第61号

平成25年7月21日執行の参議院議員通常選挙における期日前投票所を、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第48条の2第3項の規定において読み替えて準用する同法第39条の規定に基づき次のとおり定めたので、同法第48条の2第3項の規定において読み替えて準用する同法第41条第1項の規定により告示する。

平成25年7月4日

秋田市選挙管理委員会

委員長 菅 原 弘 夫

	222	
期 日 前 投票所名	所在地	設置する期間
秋田市選挙管	秋田市山王一丁目	平成25年7月5日から
理委員会	2番34号	同月20日まで
秋田駅東西連	秋田市楢山字長沼	平成25年7月14日から
絡自由通路	27番地 3	同月20日まで
イオンモール	秋田市御所野地蔵	平成25年7月14日から
秋田	田一丁目1番1号	同月20日まで
秋田市北部市 民サービスセ ンター	秋田市土崎港西五丁目3番1号	平成25年7月14日から 同月20日まで
秋田市西部市 民サービスセ ンター	秋田市新屋扇町13 番34号	平成25年7月14日から 同月20日まで
秋田市河辺市 民サービスセ ンター	秋田市河辺和田字 北条ケ崎38番地 2	平成25年7月14日から 同月20日まで
秋田市岩見三	秋田市河辺三内字	平成25年7月14日から
内連絡所	外川原34番地1	同月20日まで
秋田市雄和市 民サービスセ ンター	秋田市雄和妙法字 上大部48番地1	平成25年7月14日から 同月20日まで
秋田市大正寺	秋田市雄和新波字	平成25年7月14日から
連絡所	樋口62番地 2	同月20日まで

### 秋市選管告示第62号

平成25年7月21日執行の参議院議員通常選挙における期日前投票所を開く時刻および閉じる時刻を、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第48条の2第3項の規定において読み替えて準用する同法第40条第1項ただし書の規定に基づき次のとおり定めたので、同条第2項の規定により告示する。

平成25年7月4日

### 秋田市選挙管理委員会

委員長 菅 原 弘 夫

期日前投票所名	開閉時刻
秋田駅東西連絡自由通路	午前10時から午後8時まで
	(1時間30分繰下げ)
イオンモール秋田	午前10時から午後8時まで
イオンモール秋田	(1時間30分繰下げ)
秋田市北部市民サービス	午前8時30分から午後5時まで
センター	(3時間繰上げ)
秋田市西部市民サービス	午前8時30分から午後5時まで
センター	(3時間繰上げ)
秋田市河辺市民サービス	午前8時30分から午後5時まで
センター	(3時間繰上げ)
秋田市雄和市民サービス	午前8時30分から午後5時まで
センター	(3時間繰上げ)
<b>秋田本豊日二山連教託</b>	午前8時30分から午後5時まで
秋田市岩見三内連絡所	(3時間繰上げ)
秋田市大正寺連絡所	午前8時30分から午後5時まで
	(3時間繰上げ)

### 秋市選管告示第63号

平成25年7月21日執行の参議院議員通常選挙における期日前投票管理者およびその職務を代理すべき者を、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第48条の2第2項の規定において読み替えて準用する同法第37条第2項および公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第49条の7の規定において読み替えて準用する同令第25条の規定により告示する。

平成25年7月4日

秋田市選挙管理委員会

委員長 菅 原 弘 夫

秋田市選	挙管理委	員会				
	職名	住 所		氏	名	
7. No. 7	投票	秋田市広面字野添78	田	村	知	子
平成25年	管理者	番地 3				
7月5日	職務	秋田市川元山下町 5		-	ar.	仁
	代理者	番3号		木	IE.	行
	投 票	秋田市柳田字境田19	H:)	5 <del>*</del>	富美	: ヱ.
平成25年	管理者	番地13	Mr.	· / [	田ブ	< 1
7月6日	職務	秋田市川元山下町5		*	正	行
	代理者	番3号	_	<b>小</b>	ш.	11
	投 票	秋田市飯島緑丘町12	小	野	尊	尚
平成25年	管理者	番1号	小町		导	111
7月7日	職務	秋田市川元山下町5		木	īĒ.	行
	代理者	番3号	_	/K	正	11

平成25年	投 票管理者	秋田市河辺岩見字杉 沢11番地 1	石	塚	小村	支子
7月8日	職 務	秋田市川元山下町 5				
	代理者	番3号	=	木	正	行
	投票	秋田市高陽青柳町15	根	田	貞	子
平成25年 7月9日	管理者 職務	番25号 秋田市川元山下町 5				
1)10 [	代理者	番3号	=	木	正	行
	投 票	秋田市外旭川字野村	髙	橋	丰	ン
平成25年	管理者	51番地 5	li-û	IIFU		
7月10日	職務	秋田市川元山下町 5	二	木	正	行
	代理者	番 3 号 秋田市桜一丁目10番				
平成25年	管理者	30号	長名	川名	ミス	十子
7月11日	職務	秋田市川元山下町 5	_			<b>4</b> →
	代理者	番3号	=	木	正	行
	投 票	秋田市広面字野添78	田	村	知	子
平成25年	管理者	番地3		1,7	741	,
7月12日	職務	秋田市川元山下町 5 番 3 号	二	木	正	行
	代理者 投 票	秋田市新屋大川町 6				
平成25年	管理者	番8号	赤札	艮谷	光	昭
7月13日	職務	秋田市川元山下町5		木	正	行
	代理者	番3号	_	/\ 	ш.	1 J
T-2055	投票	秋田市外旭川字野村	髙	橋	丰	ン
平成25年 7月14日	管理者 職務	51番地 5 秋田市川元山下町 5				
1万14日	代理者	番3号	=	木	正	行
	投 票	秋田市土崎港南二丁	献	-1-	+ =	£+#
平成25年	管理者	目 3 番27号	藤	本	夫美	<b>長瓜</b>
7月15日	職務	秋田市川元山下町 5	二	木	正	行
	代理者	番3号				
平成25年	投 票管理者	秋田市新屋大川町 6 番 8 号	赤札	艮谷	光	昭
7月16日	職務	秋田市川元山下町5				
	代理者	番 3 号		木	正	行
	投 票	秋田市山王七丁目11	伊	藤	芳	高
平成25年	管理者	番20号		/par		11-0
7月17日	職務代理者	秋田市川元山下町 5 番 3 号	二	木	正	行
	投票	秋田市土崎港中央六				
平成25年	管理者	丁目10番9号	加	藤	ト <u>=</u>	3子
7月18日	職務	秋田市川元山下町5	=	木	正	行
	代理者	番3号	_		1114	11
고 HOEF	投票	秋田市飯島緑丘町12	小	野	尊	尚
平成25年 7月19日	管理者 職務	番1号 秋田市川元山下町5				
1/11011	代理者	番3号	=	木	正	行
	投票	秋田市太平中関字寺	ш	г	岩	.7.
平成25年	管理者	中66番地	田		槇	子
7月20日	職務	秋田市川元山下町 5	二	木	正	行
	代理者	番3号				

### 平成25年7月21日執行 参議院議員通常選挙 期日前投票管理者およびその職務代理者一覧表

秋田駅東	西連絡自	由通路		
	職名	住 所	氏	名
	投 票	秋田市新屋元町2番	= л	則子
平成25年	管理者	34号	三川	則子
7月14日	職務	秋田市港北新町4番	to att	2/5
	代理者	42号	加藤	治
	投 票	秋田市柳田字境田19	# 4 +	会学フ
平成25年	管理者	番地13	佐々木	富美子
7月15日	職務	秋田市飯島松根東1	<b>大</b> 白	±л
	代理者	番22号	奈 良	毅
	投 票	秋田市飯島緑丘町12	17 田文	莊 江
	管理者	番1号	小 野	尊尚
平成25年	職務	秋田市川元開和町10	菅 原	±Δ
7月16日	代理者	番12号	菅 原	稔
	職務	秋田市楢山南中町3	互 4	34-
	代理者	番13-301号	夏 井	浩
	投 票	秋田市土崎港北四丁	33 m	スヘゼ
平成25年	管理者	目 1 番24号	羽田	みつぎ
7月17日	職務	秋田市御野場新町二	産 田	≠n Bil
	代理者	丁目7番13号	廣 田	和則
	投 票	秋田市手形田中13番	<i>∞</i> ↔	チョ
	管理者	17号	谷村	重 子
平成25年	職務	秋田市川元開和町10	보 급	ıΔ
7月18日	代理者	番12号	菅 原	稔
	職務	秋田市雄和芝野新田	ᅔᇔ	乐
	代理者	字寺沢58番地32	斎 藤	透
	投 票	秋田市新屋元町21番	= л	Bil 7
	管理者	34号	三川	則 子
亚比05年	職務	秋田市川元開和町10	本 丙	ŦΔ
平成25年	代理者	番12号	菅 原	稔
7月19日	職務	秋田市河辺和田字下	# 1. +	HVA.
	代理者	石川298番地	佐々木	聡
	投 票	秋田市新屋大川町6	土担か	사 1177
	管理者	番8号	赤根谷	光昭
平成25年	職務	秋田市土崎港中央一	滅 祓	青妇フ
7月20日	代理者	丁目9番6号	齋 藤	真紀子
	職務	秋田市川元開和町10	本 丙	<b>∓</b> △
	代理者	番12号	菅 原	稔

イオンモ	イオンモール秋田							
	職名	住 所		氏	名			
	投 票	秋田市河辺岩見字杉	石	塚	小枝子	7.		
平成25年	管理者	沢11番地 1	11	场	/14区 1			
7月14日	職務	秋田市新屋勝平台6	Ш	崎	義 []	11		
	代理者	番34号	711	ЩП	我只	則		
	投 票	秋田市桜一丁目10番	巨少	2111	ミオ子	7.		
平成25年	管理者	30号	X1	וילז	(47			
7月15日	職務	秋田市新屋勝平台6	Ш	崎	義 貝	11		
	代理者	番34号	711	HП	我只	則		

	投 票	秋田市河辺松渕字東	小	林	信	子
平成25年	管理者	沢70番地				
7月16日	職務	秋田市河辺和田字下	H: F	· *		聡
	代理者	石川298番地	佐々木			4/6/
	投 票	秋田市牛島西二丁目	石	塚	寿香	€ 7.
平成25年	管理者	13番31号	11	塚	开省	1 <b>T</b>
7月17日	職務	秋田市港北新町4番	hп	藤		治
	代理者	42号	ЛП	膝		łΠ
	投 票	秋田市雄和下黒瀬字	佐	藤	泰	子
平成25年	管理者	町屋敷89番地2	1年	原系	氷	1
7月18日	職務	秋田市御野場新町二	庿	H	和	ĦI
	代理者	丁目7番13号	庚	Ш	和	Li1
	投 票	秋田市雄和碇田字梵	那	須	新	_
平成25年	管理者	天野103番地	IJр	須	利	
7月19日	職務	秋田市港北新町4番	hп	藤		治
	代理者	42号	ЛП	乃於		1口
	投 票	秋田市河辺松渕字東	小	林	信	子
	管理者	沢70番地	/]1	171	10	1
平成25年	職務	秋田市新屋前野町3	猿	Ħ		実
7月20日	代理者	番5号	7战	Щ		夭
	職務	秋田市新屋勝平台6	Ш	崎	義	ĦI
	代理者	番34号	711	μп	找	Ęij.

### 平成25年7月21日執行 参議院議員通常選挙 期日前投票管理者およびその職務代理者一覧表

	職名	1	住 所		氏	名	
	投票	票	秋田市寺内堂ノ沢一	菅	原	祐	子
平成25年	管理和	者	丁目8番11号	Ħ	尔	1711	_1
7月14日	職	务	秋田市外旭川字松崎	鎌	Ħ	信	
	代理和	者	223番地 1	35/15	щ	ПП	
	投票	票	秋田市寺内堂ノ沢一	菅	原	祐	7
平成25年	管理和	皆	丁目8番11号	目 尿 性		141	7
7月15日	職	务	秋田市土崎港南三丁	熊	谷	恵	
	代理和	者	目 5 番18号	75	台	忠	
	投票	票	秋田市土崎港東二丁	hn A	リか	/fn	14
平成25年	管理和	占	目 9 番34号	加賀谷		俊	加
7月16日	職者	务	秋田市新屋松美町22	H- 1		1177	+
	代理和	占	番3号	佐~	木	昭	夫
	投票	票	秋田市土崎港東二丁	hn A	リン	俊	14
平成25年	管理和	占	目 9 番34号	加重	加賀谷 信	夜	加
7月17日	職	务	秋田市泉釜ノ町26番	т.	ш	休	7
	代理和	占	32号	千	田	綾	子
	投票	票	秋田市飯島道東三丁	-1-1-1	-tt-	±₽	-14
平成25年	管理和	占	目 4 番18号	加	藤	武	美
7月18日	職者	务	秋田市外旭川字神田	चीर्स	-tt-	<i>t</i> □	7
	代理和	占	46番地 3	齊	藤	保	子
	投票	票	秋田市飯島道東三丁	-torr	-tt:	<b>⊐</b> L	بد
平成25年	管理和	者	目 4 番18号	加	藤	武	美
7月19日	職利	务	秋田市土崎港南三丁	会比	<i>W</i>	市	
	代理和	者	目 5 番18号	熊	谷	恵	_
	投票	票	秋田市寺内堂ノ沢一	-5±:	西	44.	_
平成25年	管理和	占	丁目8番11号	菅	原	祐	子

7月20日	職	務	秋田市外旭川字松崎	\$H:	Н	ı	
	代理	者	223番地 1	鎌	Ш	1音	_

### 平成25年7月21日執行 参議院議員通常選挙 期日前投票管理者およびその職務代理者一覧表

秋田市西	部市民サ	ービスセンター				
	職名	住 所		氏	名	
	投 票	秋田市新屋日吉町3	小	野	良	治
平成25年	管理者	番13号	/1,	到	尺	f口
7月14日	職務	秋田市豊岩石田坂字	佐	藤	喜什	上吹
	代理者	碇106番地 1	江	原系	晋]	VP生
	投 票	秋田市新屋日吉町3	小	野	良	治
平成25年	管理者	番13号	/1,	到	尺	fΠ
7月15日	職務	秋田市広面字大巻 2	長名	こ立び	陽	子
	代理者	番地 6	文1	여디	囫	丁
	投 票	秋田市新屋日吉町3	小	野	良	治
平成25年	管理者	番13号	/1,	Ξſ	尺	łΠ
7月16日	職務	秋田市茨島二丁目9	佐人	. 4.		崇
	代理者	番9号	佐~	( /\		示
	投 票	秋田市新屋日吉町3	小	野	良	治
平成25年	管理者	番13号	/],	Ξſ	尺	łΠ
7月17日	職務	秋田市飯島長野中町	北	島	千恵	ī 7.
	代理者	7番19-16号	16	四	1 /6	7.1
	投 票	秋田市新屋日吉町3	小	野	良	治
平成25年	管理者	番13号	/1,	到	尺	łП
7月18日	職務	秋田市豊岩石田坂字	佐	藤	喜什	上1/欠
	代理者	碇106番地1	炡	原茶	晋1	VP生
	投 票	秋田市新屋日吉町3	小	野	良	治
平成25年	管理者	番13号	/],	判	区	f []
7月19日	職務	秋田市牛島南二丁目	高	橋	英	利
	代理者	9番17号	回	侚	犬	ጥሀ
	投 票	秋田市新屋日吉町3	小	野	良	治
平成25年	管理者	番13号	/1'	±1	尺	111
7月20日	職務	秋田市河辺松渕字松	伊	藤	秀	和
	代理者	渕3番地	TP'	<b>乃</b> 來	ブジ	<b></b>

秋田市河	辺市民サ	ービスセンター				
	職名	住 所		氏	名	
	投 票	秋田市河辺和田字坂	能	谷	鉄	美
平成25年	管理者	本北540番地 3	HE.	11	잜	天
7月14日	職務	秋田市河辺岩見字曲	=	浦	淳	子
	代理者	田18番地 1	_	冊	仔	1
	投 票	秋田市河辺和田字式	7	井		稔
平成25年	管理者	田下袋60番地1	石	廾		心
7月15日	職務	秋田市河辺北野田高	佐	藤	公	紀
	代理者	屋字茱萸野28番地	佐	豚	公	水匚
	投 票	秋田市河辺赤平字境	<i>H</i> -	々木	<b>△</b>	満
平成25年	管理者	田81番地	佐,	< /∧	並	何可
7月16日	職務	秋田市上北手百崎字	石	ш	浩	明
	代理者	諏訪ノ沢118番地 4	須	田	佰	쀳

	投 票	秋田市河辺北野田高				
亚比亚		屋字上前田表54番地	熊	谷	文	雄
平成25年	管理者	1				
7月17日	職務	秋田市河辺岩見字曲	_	)#b	油	7
	代理者	田18番地 1	三.	浦	淳	子
	投 票	秋田市河辺和田字北	豊	島	<b>△</b>	秀
平成25年	管理者	条ケ崎146番地	豆	퍼	金	TS
7月18日	職務	秋田市河辺北野田高	佐	藤	公	紀
	代理者	屋字茱萸野28番地	佐	膝	T	术匚
	投 票	秋田市河辺和田字式	石	井		稔
平成25年	管理者	田下袋60番地1	111	升		化心
7月19日	職務	秋田市上北手百崎字	須	Ħ	浩	明
	代理者	諏訪ノ沢118番地 4	/ / / / /	Щ	佰	叻
	投 票	秋田市河辺和田字北	豊	島	<u> </u>	秀
平成25年	管理者	条ケ崎146番地	豆豆	퍼	金	গ্ৰন্থ
7月20日	職務	秋田市河辺岩見字曲	=	浦	淳	子
	代理者	田18番地 1		佣	仔	丁

### 平成25年7月21日執行 参議院議員通常選挙 期日前投票管理者およびその職務代理者一覧表

秋田市雄	和市民サ	ービスセンター				
	職名	住 所		氏	名	
	投 票	秋田市雄和女米木字	7:	井	戸	雄
平成25年	管理者	高麓沢1番地	石	升	房	丛田
7月14日	職務	秋田市土崎港西三丁	4.	和	良	志
	代理者	目1番5号	大	和口	尺	\C\
	投 票	秋田市雄和種沢字山	鈴	木	靜	夫
平成25年	管理者	王堂84番地 1	中	小	胖	大
7月15日	職務	秋田市雄和下黒瀬字	LB		-	71
	代理者	野中7番地	七尾		宗	弘
	投 票	秋田市雄和相川字高	長谷部		久	夫
平成25年	管理者	野109番地1			久	大
7月16日	職務	秋田市保戸野原の町	清	水	英	樹
	代理者	12番11号	/月	小	火	彻
	投 票	秋田市雄和相川字銅	金		T. H	-크
平成25年	管理者	屋283番地 4	並		千代司	
7月17日	職務	秋田市土崎港西三丁	大	和	良	志
	代理者	目1番5号		ΤЦ	区	'E'
	投 票	秋田市雄和平尾鳥字	鎌	田	嘉	_
平成25年	管理者	中田21番地	邺代	Ш	新	
7月18日	職務	秋田市山王五丁目1	藤	田		靖
	代理者	番15号	//////////////////////////////////////	Щ		門
	投 票	秋田市御所野下堤一	加	藤	志美	三十/4:
平成25年	管理者	丁目3番13号	ŊΠ	乃於	ルッチ	<b>さ</b> 仏田:
7月19日	職務	秋田市雄和下黒瀬字	七	尾	宗	弘
	代理者	野中7番地	L	厇	亦	74
	投 票	秋田市雄和石田字前	佐	藤	金	雄
平成25年	管理者	田112番地	NT.	/b/k	717	4年
7月20日	職務	秋田市山王五丁目1	藤	田		靖
	代理者	番15号	/Jak	щ		-11

### 平成25年7月21日執行 参議院議員通常選挙 期日前投票管理者およびその職務代理者一覧表

秋田市岩	見三内連	絡所				
	職名	住 所		氏	名	
	投 票	秋田市河辺岩見字杉	石	塚		映
平成25年	管理者	沢台3番地1	17	塚		吹
7月14日	職務	秋田市河辺三内字飛		木	文	降
	代理者	沢下段11番地11		小	X	座
	投 票	秋田市河辺三内字外	備	44.	正	義
平成25年	管理者	川原130番地 3	7月	後	IE.	我
7月15日	職務	秋田市河辺戸島字本	Me m	ш		4.5
	代理者	町82番地 2	池	田		誠
	投 票	秋田市河辺岩見字鵜	н.	ᇔ	1177	h
平成25年	管理者	養27番地	佐	藤	昭	久
7月16日	職務	秋田市河辺三内字飛	-		<b></b>  -	けんア
	代理者	沢下段11番地11	_	木	文	隆
	投 票	秋田市河辺三内字三	<i>H</i> -	-tt-	生	
平成25年	管理者	内段74番地1	佐	藤	憲	_
7月17日	職務	秋田市河辺戸島字本	July	ш		4.€
	代理者	町82番地 2	池	田		誠
	投 票	秋田市河辺三内字外	備	後	正	義
平成25年	管理者	川原130番地 3	7/111	仮	TIE.	我
7月18日	職務	秋田市河辺三内字飛		-	-tr	けな
	代理者	沢下段11番地11		木	文	隆
	投 票	秋田市河辺岩見字鵜	₩	献	1177	h
平成25年	管理者	養27番地	佐	藤	昭	久
7月19日	職務	秋田市河辺戸島字本	July	ш		4.€
	代理者	町82番地 2	池	田		誠
	投 票	秋田市河辺岩見字杉	7:	松		Urfr
平成25年	管理者	沢台3番地1	石	塚		映
7月20日	職務	秋田市河辺三内字飛	_	木	文	降
	代理者	沢下段11番地11	_	小	X	座

秋田市大	正寺連絡	所		
	職名	住 所	氏	名
	投 票	秋田市雄和新波字樋	佐々木	稔
平成25年	管理者	口26番地 3	佐々不	作些
7月14日	職務	秋田市雄和萱ケ沢字	佐々木	俊 郎
	代理者	萱ケ沢37番地	佐々不	夜 印
	投 票	秋田市雄和新波字本	加藤	文 雄
平成25年	管理者	屋敷169番地	加藤	文 雄
7月15日	職務	秋田市雄和萱ケ沢字	佐々木	俊 郎
	代理者	萱ケ沢37番地	佐々不	夜 印
	投 票	秋田市雄和萱ケ沢字	齊 藤	良春
平成25年	管理者	真木屋11番地	月 際	及甘
7月16日	職務	秋田市雄和萱ケ沢字	佐々木	俊 郎
	代理者	萱ケ沢37番地	佐々不	夜 印
	投 票	秋田市雄和萱ケ沢字	京極	藤美
平成25年	管理者	館ノ腰149番地	水 悭	旅 天
7月17日	職務	秋田市雄和芝野新田	鈴木	功
	代理者	字野開8番地2	加山	<i>5</i> )

	投 票	秋田市雄和新波字本	珍	H		智
平成25年	管理者	屋敷166番地	19	Ш		笛
7月18日	職務	秋田市雄和芝野新田	鈴	木		功
	代理者	字野開8番地2	如 个			圳
	投 票	秋田市雄和繁字脇ノ	т	藤	rft	彦
平成25年	管理者	沢88番地		膝	忠	戶
7月19日	職務	秋田市雄和萱ケ沢字	佐々		俊	<b>Δ17</b>
	代理者	萱ケ沢37番地	佐々	1	仮	郎
	投 票	秋田市雄和神ケ村字	福	原	昭	夫
平成25年	管理者	上開183番地	曲	炋	山豆	大
7月20日	職務	秋田市保戸野原の町	清	水	英	樹
	代理者	12番11号	7月	小	犬	彻

### 秋市選管告示第64号

平成25年7月21日執行の参議院議員通常選挙における投票所を、 公職選挙法(昭和25年法律第100号)第39条の規定に基づき次の とおり定めたので、同法第41条第1項の規定により告示する。

平成25年7月4日

 秋田市選挙管理委員会

 委員長 菅 原 弘 夫

 投 票 所 一 覧 表

投票区	投票 所名	住 所
1	秋田市八橋地区コミュ ニティセンター	八橋本町五丁目2番27号
2	秋田市立保戸野小学校	保戸野すわ町9番60号
3	秋田県立秋田北高等学 校	千秋中島町8番1号
4	秋田市立八橋小学校	八橋大沼町7番1号
5	秋田市旭北地区コミュ ニティセンター	大町四丁目 4 番15号
6	秋田市立旭南小学校	旭南一丁目15番1号
7	秋田市立川尻小学校	川尻みよし町8番31号
8	のびのび幼稚園	茨島四丁目1番20号
9	秋田市南部公民館	牛島東六丁目4番5号
10	(旧)秋田市牛島児童 館	牛島東一丁目2番7号
11	秋田市立秋田南中学校	南通宮田15番1号
12	秋田市楢山地区コミュ ニティセンター	楢山南中町1番9号
13	秋田市立東小学校	東通二丁目11番1号
14	秋田市立中通小学校	中通五丁目8番22号
16	秋田市立秋田東中学校	手形休下町10番51号
17	秋田市立広面小学校	広面字蟹沢29番地
18	秋田市立旭川小学校	手形字才ノ浜63番地
19	泉公民館	泉三嶽根1番6号
20	添川地域交流センター	添川字添川103番地
21	杉の木園	山内字上台15番地 2
22	太平八田公民館	太平八田字八田225番地5
23	秋田市太平地域センター	太平目長崎字沼田42番地
24	秋田市立太平中学校	太平中関字平形46番地
25	太平舘越町内会館	太平黒沢字砂子沢2番地1
26	(旧) 秋田市立山谷小 学校	太平山谷字中山谷143番地

27	こまどり幼稚園	横森五丁目1番29号
90	秋田市下北手地域セン	下北手柳館字前田面133番地
28	ター	1
29	下北手宝川公民館	下北手宝川字堂ケ下105番地
20	秋田市上北手地区コミュ	上北手猿田字四ツ小屋29番
30	ニティセンター	地1
31	上北手大戸公民館	上北手大戸字大戸55番地
32	上北手古野公民館	上北手古野字脇ノ田40番地
33	秋田県農業協同組合教	仁井田字小中島185番地 2
00	育研修所	二开田子/11下岡100街地 2
34	秋田市立仁井田小学校	仁井田本町四丁目7番1号
35	四ツ小屋駅前公民館	四ツ小屋小阿地字柳林33番 地3
36	四ツ小屋幼稚園	四ツ小屋字城下当場 2 番地 4
37	勝平保育園	新屋松美ガ丘南町16番13号
38	秋田県立栗田養護学校	新屋栗田町10番10号
39	秋田市立秋田西中学校	新屋大川町19番75号
40	秋田市西部市民サービ	並長戸町19至94巳
40	スセンター	新屋扇町13番34号
41	浜田内浜田会館	浜田字館ノ丸43番地8
42	秋田市浜田地区コミュ ニティセンター	浜田字自在山88番地 6
43	豊岩石田坂公民館	豊岩石田坂字碇11番地1
44	秋田市豊岩地区コミュ ニティセンター	豊岩豊巻字内縄尻224番地1
45	豊岩小山公民館	豊岩小山字神田4番地1
46	下浜桂根公民館	下浜桂根字境川173番地
47	下浜長浜公民館	下浜長浜字荒郷屋87番地1
48	下浜羽川公民館	下浜羽川字二十町79番地
49	下浜名ケ沢公民館	下浜名ケ沢字浦田123番地
50	(旧) 秋田市立八田小 学校	下浜八田字餅田42番地
51	秋田市北部市民サービ スセンター	土崎港西五丁目3番1号
52	秋田市立土崎小学校	土崎港中央三丁目1番78号
53	秋田市立港北小学校	土崎港北四丁目6番1号
54	秋田市立土崎中学校	土崎港北一丁目3番1号
55	秋田市立土崎南小学校	土崎港東一丁目 6 番39号
56	秋田市立将軍野中学校	将軍野南一丁目12番1号
57	秋田市寺内児童センター	寺内堂ノ沢二丁目10番17号
58	秋田市立外旭川小学校	外旭川字梶ノ目262番地2
59	秋田市将軍野地区コミュ ニティセンター	将軍野南四丁目8番8号
60	秋田市営住宅四ツ谷団 地第一集会所	将軍野堰越8番
61	<b>笹岡公民館</b>	外旭川字家ノ前575番地
62	秋田市飯島地区コミュ	飯島松根東町5番22号
63	秋田市立飯島小学校	飯島鼠田二丁目2番1号
64	秋田市北部公民館	下新城中野字前谷地263番地
04	秋田市下新城地区コミュ	1 491794 1 21 1 1 1 1 日 2020 田 20
65	ニティセンター	下新城笠岡字堰場193番地 4
66	下新城堰根公民館	下新城岩城字後田16番地

<b>八</b> 20-	F 0 7110 H	<u> 1</u> Х Ш
67	秋田市上新城地域センター	上新城五十丁字小林88番地 5
68	上新城道川公民館	 上新城道川字宮ノ下69番地
69	上新城小又公民館	上新城小又字落合7番地
09	秋田県立金足農業高等	上机城小人于洛台「街地
70		金足追分字海老穴102番地 4
	学校	A - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 -
71	   秋田市立金足西小学校	金足大清水字大清水台 1 番
		地
72	金足地区集会所	金足高岡字古館41番地
73	(旧) 秋田市立金足東	金足片田字待入109番地
10	小学校	亚元川田1月八100日元
74	秋田市東部公民館	広面字釣瓶町13番地3
75	秋田市立泉中学校	泉北二丁目6番1号
=0	秋田市勝平地区コミュ	******************************
76	ニティセンター	新屋松美ガ丘東町10番10号
	南浜地域活動支援セン	
77	ター	新屋南浜町7番10号
78	秋田市役所	山王一丁目1番1号
79	秋田市大住児童館	仁井田字西潟敷33番地
10	御野場病院在宅ケアセ	□/ □  □  □  □  □  □   □  □  □  □  □  □
80		御野場四丁目3番4号
0.1	ンター	人口出述合业.1.10重集 0
81	金足岩瀬公民館	金足岩瀬字前山18番地2
82	金足黒川公民館	金足黒川字黒川243番地
83	秋田市立城東中学校	広面字鍋沼17番地
84	秋田市立桜小学校	桜四丁目12番1号
85	秋田市外旭川地区コミュ	外旭川字四百刈76番地
	ニティセンター	7   7   1   1   1   1   1   1   1   1
86	秋田市立御所野小学校	御所野元町五丁目1番1号
87	秋田市立飯島南小学校	飯島西袋一丁目1番2号
88	秋田市立御野場中学校	仁井田字中新田223番地
89	ウェルビューいずみ	泉菅野二丁目17番27号
90	鵜養公民館	河辺岩見字鵜養50番地2
	for an extend to	河辺岩見字新川上田面10番
91	新川公民館	地1
	河辺岩見三内地区コミュ	
92	ニティセンター	河辺三内字外川原34番地1
93	砂子渕公民館	
94	萱森生活改善センター	河辺岩見字萱森39番地 2
J4	三州工作以音ピンテー	河辺三内字田尻下野田49番
95	田尻町内会館	
0.0	<b>土亚)わよいか</b>	地1
96	赤平ふれあい館	河辺赤平字小蟹沢14番地 6
97	神内公民館	河辺赤平字小蟹沢14番地6河辺神内字鶴巻21番地2
97 98	神内公民館 下諸井児童館	河辺赤平字小蟹沢14番地 6 河辺神内字鶴巻21番地 2 河辺諸井字下諸井477番地 1
97	神内公民館 下諸井児童館 三町内会公民館	河辺赤平字小蟹沢14番地6 河辺神内字鶴巻21番地2 河辺諸井字下諸井477番地1 河辺和田字坂本北279番地
97 98	神内公民館 下諸井児童館 三町内会公民館 式田公民館	河辺赤平字小蟹沢14番地6 河辺神内字鶴巻21番地2 河辺諸井字下諸井477番地1 河辺和田字坂本北279番地 河辺和田字式田107番地3
97 98 99 100	神内公民館 下諸井児童館 三町内会公民館	河辺赤平字小蟹沢14番地 6 河辺神内字鶴巻21番地 2 河辺諸井字下諸井477番地 1 河辺和田字坂本北279番地 河辺和田字式田107番地 3
97 98 99	神内公民館 下諸井児童館 三町内会公民館 式田公民館	河辺赤平字小蟹沢14番地6 河辺神内字鶴巻21番地2 河辺諸井字下諸井477番地1 河辺和田字坂本北279番地 河辺和田字式田107番地3
97 98 99 100 101	神内公民館 下諸井児童館 三町内会公民館 式田公民館 河辺総合福祉交流セン	河辺赤平字小蟹沢14番地6河辺神内字鶴巻21番地2河辺諸井字下諸井477番地1河辺和田字坂本北279番地河辺和田字式田107番地3河辺北野田高屋字上前田表66番地1
97 98 99 100	神内公民館 下諸井児童館 三町内会公民館 式田公民館 河辺総合福祉交流セン ター	河辺赤平字小蟹沢14番地6河辺神内字鶴巻21番地2河辺諸井字下諸井477番地1河辺和田字坂本北279番地河辺和田字式田107番地3河辺北野田高屋字上前田表66番地1
97 98 99 100 101	神内公民館 下諸井児童館 三町内会公民館 式田公民館 河辺総合福祉交流セン ター 黒沼多目的共同利用施	河辺赤平字小蟹沢14番地6河辺神内字鶴巻21番地2河辺諸井字下諸井477番地1河辺和田字坂本北279番地河辺和田字式田107番地3河辺北野田高屋字上前田表66番地1河辺北野田高屋字神田302番地
97 98 99 100 101	神内公民館 下諸井児童館 三町内会公民館 式田公民館 河辺総合福祉交流セン ター 黒沼多目的共同利用施 設	河辺赤平字小蟹沢14番地6河辺神内字鶴巻21番地2河辺諸井字下諸井477番地1河辺和田字坂本北279番地河辺和田字式田107番地3河辺北野田高屋字上前田表66番地1河辺北野田高屋字神田302番
97 98 99 100 101	神内公民館 下諸井児童館 三町内会公民館 式田公民館 河辺総合福祉交流センター 黒沼多目的共同利用施設 河辺戸島ふるさとセン	河辺赤平字小蟹沢14番地6河辺神内字鶴巻21番地2河辺諸井字下諸井477番地1河辺和田字坂本北279番地河辺和田字式田107番地3河辺北野田高屋字上前田表66番地1河辺北野田高屋字神田302番地
97 98 99 100 101 102	神内公民館 下諸井児童館 三町内会公民館 式田公民館 河辺総合福祉交流センター 黒沼多目的共同利用施設 河辺戸島ふるさとセンター	河辺赤平字小蟹沢14番地6河辺神内字鶴巻21番地2河辺諸井字下諸井477番地1河辺和田字坂本北279番地河辺和田字式田107番地3河辺北野田高屋字上前田表66番地1河辺北野田高屋字神田302番地河辺戸島字本町93番地

107	萱ケ沢自治会館	雄和萱ケ沢字萱ケ沢92番地
108	中ノ沢自治会館	雄和萱ケ沢字土橋45番地3
109	雄和左手子交流センター	雄和左手子字清水下43番地 3
110	種沢自治会館	雄和種沢字山王堂40番地3
111	平尾鳥会館	雄和平尾鳥字田向158番地1
112	女米木自治会館	雄和女米木字猫沢195番地
113	戸賀沢自治会館	雄和戸賀沢字御江田181番地
114	相川コミュニティセン ター	雄和相川字銅屋111番地 1
115	高野生活改善センター	雄和相川字高野124番地内
116	秋田市雄和市民サービ スセンター	雄和妙法字上大部48番地 1
117	長者やま荘	雄和椿川字長者屋敷38番地 1
118	安養寺児童館	雄和椿川字関田69番地
119	本田自治会館	雄和田草川字太田34番地1
120	芝野自治会館	雄和芝野新田字中台110番地 2
121	下黒瀬自治会館	雄和下黒瀬字町屋敷90番地 1

### 秋市選管告示第65号

平成25年7月21日執行の参議院議員通常選挙における投票所を 閉じる時刻を、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第40条第1 項ただし書の規定に基づき次のとおり定めたので、同条第2項の 規定により告示する。

平成25年7月4日

秋田市選挙管理委員会

委員長 菅 原 弘 夫

- 1 投票区 秋田市第90投票区から秋田市第121投票区まで
- 2 閉じる時刻 午後7時

### 秋市選管告示第66号

平成25年7月21日執行の参議院議員通常選挙における投票管理者およびその職務を代理すべき者を、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第37条第2項および公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第24条第1項の規定に基づき次のとおり選任したので、同令第25条の規定により告示する。

平成25年7月4日

秋田市選挙管理委員会

委員長 菅 原 弘 夫

投票区 (投票所)	職名	住所	氏	名	1
秋田市第1投票区	投票管理者	秋田市八橋本町二丁目3番25号	片 岡		強
(八橋地区コミュニティセンター)	職務代理者	秋田市八橋鯲沼町3番26号	服 部	芳	久
秋田市第2投票区	投票管理者	秋田市保戸野鉄砲町7番15号	松木		仁
(保戸野小学校)	職務代理者	秋田市広面字糠塚17番地 2	八木橋	久	美
秋田市第3投票区	投票管理者	秋田市飯島松根東町4番18号	北島		学
(秋田北高等学校)	職務代理者	秋田市千秋北の丸 5 番82号	竹 内		康
秋田市第4投票区	投票管理者	秋田市八橋本町三丁目9番8号	赤川	孝	則
(八 橋 小 学 校)	職務代理者	秋田市八橋三和町4番24号	菅 井	洋	紀
秋田市第5投票区	投票管理者	秋田市大町五丁目7番15号	藤田		勝
(旭北地区コミュニティセンター)	職務代理者	秋田市大町五丁目5番2号	大 井		晋
秋田市第6投票区	投票管理者	秋田市川元むつみ町6番14号	廣 嶋	禮	治
(旭 南 小 学 校)	職務代理者	秋田市横森五丁目22番12号	南 波	正	志
秋田市第7投票区	投票管理者	秋田市川尻上野町2番14号	相場	善善	治
(川 尻 小 学 校)	職務代理者	秋田市茨島六丁目5番36号	池端	 強	志
秋田市第8投票区	投票管理者	秋田市茨島二丁目5番13号	相場	文	男
(のびのび幼稚園)	職務代理者	秋田市寺内大小路 3 番13号	前田	 秀	- 樹
秋田市第9投票区	投票管理者	秋田市牛島東七丁目3番12号	清水川	七 王	
(南 部 公 民 館)	職務代理者	秋田市仁井田本町三丁目5番52号	伊藤	清	弥
秋田市第10投票区	投票管理者	秋田市御所野元町六丁目17番22号	佐藤	113	修
((旧) 牛島児童館)	職務代理者	秋田市御野場新町一丁目22番22号	吉 田	重	人
秋田市第11投票区	投票管理者	秋田市楢山本町10番18号	小熊	 伸	司
(秋田南中学校)	職務代理者	秋田市楢山城南町3番6号	大坂	伸	- 吉
秋田市第12投票区	投票管理者	秋田市大町一丁目5番39号	大高	<u> </u>	雄
(楢山地区コミュニティセンター)	職務代理者	秋田市金足追分字海老穴72番地 2	奈 良		薫
秋田市第13投票区	投票管理者	秋田市東通五丁目3番27号	嵯峨	博	文
(東 小 学 校)	職務代理者	秋田市外旭川字前谷地248番地2	松前	克	_ <u>~</u> 美
秋田市第14投票区	投票管理者	秋田市南通亀の町 6 番28号	木村		 裕
(中通小学校)	職務代理者	秋田市楢山本町10番41号	永 田	誠	гн
秋田市第16投票区	投票管理者	秋田市八橋本町二丁目12番28号	石川	惣	夫
(秋田東中学校)	職務代理者	秋田市手形字扇田28番地3	佐々木		次
秋田市第17投票区	投票管理者	秋田市手形山北町8番3号	中田	明	朗
(広面小学校)	職務代理者	秋田市大平台四丁目6番地8	伊藤	- 樹	
秋田市第18投票区	投票管理者	秋田市泉北四丁目14番23号	藤原		 治
(旭川小学校)	職務代理者	秋田市四ツ小屋字古川敷1番地15	加藤	育	広
秋田市第19投票区	投票管理者	秋田市泉一ノ坪4番11号	三浦	金	 光
(泉 公 民 館)	取票官理名 職務代理者	秋田市飯島穀丁8番39号	石 川	 敏	
秋田市第20投票区	投票管理者	秋田市濁川字蟹子沢106番地	船木	重	<u></u> 治
秋 田 町 弟 20 投 景 区 (添川地域交流センター)	取票官理名 職務代理者	秋田市魯川子蛮子沢100番地 秋田市泉中央五丁目14番19号	三浦	里 一	彦
秋田市第21投票区	投票管理者	秋田市山内字丸木橋121番地 5	高 橋	 重	 喜
			伊藤	 功	
(杉 の 木 園)       秋田市第22投票区	職務代理者	秋田市広面字板橋添40番地14 秋田市太平八田字荒巻159番地3		り	  勇
	投票管理者 職務代理者	秋田市桜ガ丘三丁目13番地29	安 田	光	 明
(太平八田公民館) 秋田市第23投票区	職務代理者 投票管理者	秋田市佐刀丘二 J 目13番地29 秋田市太平目長崎字本町79番地	須 藤		
				子	
(太平地域センター)	職務代理者	秋田市下北手松崎字家ノ前21番地10	長谷部	tile	亨
秋田市第24投票区	投票管理者	秋田市太平中関字平形20番地1	嵯峨	敏	廣
(太平中学校)	職務代理者	秋田市新屋元町13番3号	今 野	-++-	<u>T</u>
秋田市第25投票区	投票管理者	秋田市太平黒沢字館越64番地	嵯峨	恭	榮
(太平館越町内会館)	職務代理者	秋田市桜二丁目9番3号	京谷	勝	輝
秋田市第26投票区	投票管理者	秋田市太平山谷字中山谷173番地	鈴 木	岩	_ 夫
((旧) 山谷小学校)	職務代理者	秋田市新屋天秤野 6 番31号	佐々木		修

秋田市第27投票区	投票管理者	秋田市大住三丁目 6 番12号	吉	Ш	英	次
(こまどり幼稚園)	職務代理者	秋田市山王中島町 6 番21号	楢	岡	善善	治
秋田市第28投票区	投票管理者	秋田市下北手松崎字家ノ前119番地	柴	田		守
(下北手地域センター)	職務代理者	秋田市下北手柳舘字前田面120番地10	佐々			
秋田市第29投票区	投票管理者	秋田市下北手宝川字堂ヶ下101番地	川	村		春
(下北手宝川公民館)	職務代理者	秋田市下北手宝川字大西ケ沢21番地	Л	村	<u>隆</u>	
秋田市第30投票区	投票管理者	秋田市上北手猿田字四ツ小屋72番地 2	今	野		
(上北手地区コミュニティセンター)	職務代理者	秋田市上北手猿田字二ツ寺83番地 2	鎌	田		
秋田市第31投票区	投票管理者	秋田市上北手大戸字大戸58番地	後	藤	誠	義
(上北手大戸公民館)	職務代理者	秋田市上北手百崎字諏訪ノ沢118番地 4	須	田		明
秋田市第32投票区	投票管理者	秋田市上北手古野字脇ノ田15番地	持	主	 清	-91
(上北手古野公民館)	職務代理者	秋田市上北手古野字脇ノ田43番地	堀	野	113	茂
秋田市第33投票区	投票管理者	秋田市仁井田新田一丁目11番54号	原	田田	隆	=
(農業協同組合教育研修所)	職務代理者	秋田市牛島南二丁目17番2号	佐々		座	毅
秋田市第34投票区	投票管理者	秋田市仁井田本町六丁目8番77号	上	<u>小</u> 村	隆	第
(仁井田小学校)	職務代理者	秋田市仁井田本町四丁目4番23号	上	野	三	
			佐	 藤	 弘	志
秋田市第35投票区	投票管理者	秋田市四ツ小屋小阿地字柳林6番地2				
(四ツ小屋駅前公民館)	職務代理者	秋田市雄和芝野新田字寺沢58番地13	鈴	木	正	人
秋田市第36投票区	投票管理者	秋田市四ツ小屋字館野119番地	榎	nást	昌	範
(四ツ小屋幼稚園)	職務代理者	秋田市御所野元町二丁目7番4号	須	磨	<u></u>	即
秋田市第37投票区	投票管理者	秋田市新屋松美ガ丘南町 9 番 6 号	菅	原	由	春
(勝平保育園)	職務代理者	秋田市泉一ノ坪15番1号	菅	原	昭	彦
秋田市第38投票区	投票管理者	秋田市新屋栗田町1番25号	小	島	初	男
(栗田養護学校)	職務代理者	秋田市大町五丁目6番12号	神	田	清	尪
秋田市第39投票区	投票管理者	秋田市新屋元町2番17号	横	山	秀	男
(秋 田 西 中 学 校)	職務代理者	秋田市新屋田尻沢西町2番10号	鈴	木		直
秋田市第40投票区	投票管理者	秋田市新屋日吉町3番13号	小	野	良	治
(西部市民サービスセンター)	職務代理者	秋田市豊岩石田坂字碇106番地1	佐	藤	喜代	
秋田市第41投票区	投票管理者	秋田市浜田字館ノ丸116番地	+ '		俊	春
(浜田内浜田会館)	職務代理者	秋田市新屋栗田町17番31号	佐々		康	雄
秋田市第42投票区	投票管理者	秋田市浜田字元中村91番地	相	場	義	信
(浜田地区コミュニティセンター)	職務代理者	秋田市楢山金照町 6 番25-4号	赤	上		智
秋田市第43投票区	投票管理者	秋田市豊岩石田坂字碇130番地	安	田	正	_
(豊岩石田坂公民館)	職務代理者	秋田市御野場新町三丁目17番13号	長 谷	Л	洋	_
秋田市第44投票区	投票管理者	秋田市豊岩豊巻字小林64番地	鈴	木	時	雄
(豊岩地区コミュニティセンター)	職務代理者	秋田市豊岩豊巻字居使31番地	齋	藤	ひか	12 る
秋田市第45投票区	投票管理者	秋田市豊岩小山字前田表156番地	佐	賀	-	埞
(豊岩小山公民館)	職務代理者	秋田市豊岩小山字狐森67番地	池	田	藤	彦
秋田市第46投票区	投票管理者	秋田市下浜桂根字境川173番地7	佐	藤	洋	_
(下浜桂根公民館)	職務代理者	秋田市仁井田字新中島1045番地14	伊	藤	直	桂
秋田市第47投票区	投票管理者	秋田市下浜長浜字兜森108番地 2	山	岡	市	男
(下浜長浜公民館)	職務代理者	秋田市八橋本町四丁目5番4号	伊	藤		51
秋田市第48投票区	投票管理者	秋田市下浜羽川字二十町23番地	金	釜	計	饬
(下浜羽川公民館)	職務代理者	秋田市楢山川口境 9 番 8 号	柴	田	俊	加
秋田市第49投票区	投票管理者	秋田市下浜名ケ沢字浦田87番地	遠	藤	善	<i>51</i>
(下浜名ケ沢公民館)	職務代理者	秋田市桜一丁目16番23号	須	田	志美	き男
秋田市第50投票区	投票管理者	秋田市下浜八田字高徳谷地105番地	細	部		雄
((旧)八田小学校)	職務代理者	秋田市下浜羽川字水垂92番地7	佐	藤	誠	晃
秋田市第51投票区	投票管理者	秋田市泉北三丁目 5 番15-405号	佐	藤	憲	
(北部市民サービスセンター)	職務代理者	秋田市土崎港北一丁目11番45号	帆	苅		
秋田市第52投票区	投票管理者	秋田市飯島字堀川78番地	中	島		
(土 崎 小 学 校)	職務代理者	秋田市外旭川字三千刈21番地4	保		源	-
秋田市第53投票区	投票管理者	秋田市土崎港北六丁目3番41号	佐	藤	nod?	裕
	ハハロエコ	Notes that the state of the sta	P.L.	13-35		LE

4. 四十 然 4. 机 亚 区	+/L 707 /46: TEI -12.	4.田土上板进去一丁口 1 巫 4 口	24:	m4		番
秋田市第54投票区	投票管理者	秋田市土崎港東二丁目1番4号	浅 須	野磨		勲之
(土 崎 中 学 校)	職務代理者	秋田市土崎港北四丁目5番59号			良	
秋田市第55投票区	投票管理者	秋田市将軍野南五丁目11番20号	加賀		敏	春
(土 崎 南 小 学 校)	職務代理者	秋田市下新城小友字猿田沢157番地	宇佐		喜	志
秋田市第56投票区	投票管理者	秋田市将軍野南一丁目2番3号	鎌	田	金	光
(将軍野中学校)	職務代理者	秋田市将軍野東二丁目1番38号			良	幸
秋田市第57投票区	投票管理者	秋田市寺内児桜一丁目5番19号	古	井	金	壽
(寺内児童センター)	職務代理者	秋田市高陽青柳町2番17号	佐	藤		曜
秋田市第58投票区	投票管理者	秋田市外旭川字神田321番地	小	野	銀	逸
(外 旭 川 小 学 校)	職務代理者	秋田市外旭川字八幡田265番地	佐	藤	博	幸
秋田市第59投票区	投票管理者	秋田市将軍野南五丁目5番7号	佐	藤		久
(将軍野地区コミュニティセンター)	職務代理者	秋田市下新城長岡字毛無谷地194番地 2	佐	藤	重	徳
秋田市第60投票区	投票管理者	秋田市将軍野青山町 3 番39号	小	野	勲	夫
(市営住宅四ツ谷団地第一集会所)	職務代理者	秋田市外旭川字神田321番地	小	野	義	郎
秋田市第61投票区	投票管理者	秋田市外旭川字家ノ前7番地	関	谷	孝	雅
(笹 岡 公 民 館)	職務代理者	秋田市外旭川字南沢250番地	中	村		至
秋田市第62投票区	投票管理者	秋田市飯島松根西町 9 番50号	千	蒲	久	義
(飯島地区コミュニティセンター)	職務代理者	秋田市飯島穀丁19番5号	池	田		誠
秋田市第63投票区	投票管理者	秋田市飯島鼠田四丁目2番19号	伊	藤	恵	司
(飯 島 小 学 校)	職務代理者	秋田市飯島川端三丁目9番41号	中	島		誠
秋田市第64投票区	投票管理者	秋田市下新城中野字屋越2番地	小	坂	由	太郎
(北 部 公 民 館)	職務代理者	秋田市金足大清水字大清水台113番地 4	安	田	忠	市
秋田市第65投票区	投票管理者	秋田市下新城小友字箱館1番地	佐	藤	伊	一郎
(下新城地区コミュニティセンター)	職務代理者	秋田市土崎港北七丁目6番6号	水 戸	瀬	敏	之
秋田市第66投票区	投票管理者	秋田市下新城岩城字下向199番地	佐	藤	多	十郎
(下新城堰根公民館)	職務代理者	秋田市八橋本町四丁目3番8号	伊	藤		隆
秋田市第67投票区	投票管理者	秋田市外旭川字八幡田215番地 6	大	山		等
(上新城地域センター)	職務代理者	秋田市東通一丁目8番28号	佐	Л	誠	植
秋田市第68投票区	投票管理者	秋田市上新城道川字愛染27番地	大	渕	道	雄
(上新城道川公民館)	職務代理者	秋田市上新城道川字脇ノ沢21番地 2	白	岩		美
秋田市第69投票区	投票管理者	秋田市上新城小又字熊入沢2番地	齊	藤	貞	義
(上新城小又公民館)	職務代理者	秋田市飯島長野中町7番19-11号	佐	藤		<u>引</u>
秋田市第70投票区	投票管理者	秋田市金足小泉字潟向7番地19	奈	良	生.	/\
(金足農業高等学校)	職務代理者	秋田市飯島鼠田三丁目8番24号	奈	良	孝	
秋田市第71投票区	投票管理者	秋田市金足下刈字北野57番地30	谷			
(金足西小学校)	職務代理者	潟上市昭和豊川上虻川字仁山71番地	佐々		嘉	
秋田市第72投票区	投票管理者	秋田市金足高岡字稲荷林150番地	斉	藤	忠	
(金足地区集会所)	職務代理者	秋田市金足浦山字浦山1番地	伊	藤		治
秋田市第73投票区	投票管理者	秋田市金足片田字深田56番地	于	蒲		降
((旧)金足東小学校)	職務代理者	秋田市土崎港相染町字中谷地9番地41	堀	1113	祐	横
秋田市第74投票区	投票管理者	秋田市千秋矢留町3番37号	北	村	公	†#: 
(東部公民館)	職務代理者	秋田市広面字谷内佐渡17番地	川		<u>公_</u> 久	 貴
秋田市第75投票区	投票管理者	秋田市寺内焼山3番31号	村	上		
(泉 中 学 校)	職務代理者	秋田市寺内焼山3番31万 秋田市外旭川字山崎3番地1	清	 水	- 幸	
秋田市第76投票区		秋田市外旭川子山崎3番地1	松	<u>水</u> 下	 	
	投票管理者			藤		生 生
(勝平地区コミュニティセンター)	職務代理者	秋田市下新城中野字街道端西89番地98	伊		武	
秋田市第77投票区	投票管理者	秋田市千秋明徳町4番51号	秋	山	修	次
(南浜地域活動支援センター)	職務代理者	秋田市高陽青柳町16番38号	堀	##:	正	悦
秋田市第78投票区	投票管理者	秋田市高陽青柳町10番20号	内	藤	克	幸
(秋 田 市 役 所)	職務代理者	秋田市仁井田本町四丁目5番35号	藤	原	健	-
秋田市第79投票区	投票管理者	秋田市牛島東五丁目7番41号	松	橋	弘	明
(大住児童館)	職務代理者	秋田市御野場新町二丁目20番5号	井	上	正	敏
秋田市第80投票区	投票管理者	秋田市御野場五丁目7番7号	神	谷		薫
(御野場病院在宅ケアセンター)	職務代理者	秋田市四ツ小屋字中野104番地 3	佐々	木		勉

秋田市第81投票区	投票管理者	秋田市金足岩瀬字長田10番地 3	渡	邉	貞	雄
(金足岩瀬公民館)	職務代理者	秋田市土崎港東四丁目4番17-19号	佐	藤	高	司
秋田市第82投票区	投票管理者	秋田市金足黒川字黒川226番地	三	浦	正	成
(金足黒川公民館)	職務代理者	秋田市金足黒川字黒川31番地	三	浦		初
秋田市第83投票区	投票管理者	秋田市広面字長沼7番地29	大	友	武	夫
(城 東 中 学 校)	職務代理者	秋田市楢山南中町10番45-2号	工.	藤		尚
秋田市第84投票区	投票管理者	秋田市桜一丁目8番44号	福	士:	啓	三
(桜 小 学 校)	職務代理者	秋田市土崎港東二丁目 2 番17号	桜	庭	静	男
秋田市第85投票区	投票管理者	秋田市将軍野東一丁目8番34号	福	H	恵	
(外旭川地区コミュニティセンター)	職務代理者	秋田市土崎港中央三丁目 5 番27号	浜	田田		宏
秋田市第86投票区	投票管理者	秋田市御所野元町二丁目3番4号	髙			博
(御 所 野 小 学 校)	職務代理者	秋田市手形字十七流174番地3	古	谷	大	助
秋田市第87投票区	投票管理者	秋田市飯島新町二丁目18番 6 号	石	 塚		實
(飯島南小学校)	職務代理者	秋田市飯島飯田一丁目3番55号	保	坂	重	
秋田市第88投票区	投票管理者	秋田市仁井田字新中島1032番地 6	佐	藤	寛	
(御野場中学校)	職務代理者	秋田市仁井田字新中島770番地184	児児	玉	- 36	聡
秋田市第89投票区	投票管理者	秋田市泉菅野一丁目5番1号	鷲	<u>-</u>		夫
(ウェルビューいずみ)	職務代理者	秋田市土崎港北三丁目14番24号	永	Ш	~	智
秋田市第90投票区	投票管理者	秋田市河辺岩見字鵜養27番地	佐	藤	昭	 久
(鵜養公民館)	職務代理者	秋田市河辺岩見字鵜養23番地	佐	藤	忠	
秋田市第91投票区	投票管理者	秋田市河辺岩見字小平岱7番地128	小	林	孝	一一一
(新川公民館)		秋田市河辺岩見字杉沢11番地1	石		子三	和
秋田市第92投票区	職務代理者	秋田市河辺三内字外川原130番地3	備		<u>二</u> 正	
	投票管理者		7/11	 木		
(岩見三内地区コミュニティセンター)	職務代理者	秋田市河辺三内字飛沢下段11番地11			文	隆
秋田市第93投票区	投票管理者	秋田市河辺三内字岩谷袋6番地	佐	藤	定	次
(砂子渕公民館)	職務代理者	秋田市河辺三内字野崎35番地18	石一二	塚	篤	樹
秋田市第94投票区	投票管理者	秋田市河辺岩見字萱森留見瀬43番地	戸月			美雄
(萱森生活改善センター)	職務代理者	秋田市河辺三内字野崎16番地	田	<u></u>	郁	
秋田市第95投票区	投票管理者	秋田市河辺三内字曽場台59番地1	髙	橋	義	見
(田 尻 町 内 会 館)	職務代理者	秋田市河辺三内字曽場台152番地 2	佐々			透
秋田市第96投票区	投票管理者	秋田市河辺赤平字境田81番地	佐々		金	満
(赤平ふれあい館)	職務代理者	秋田市河辺和田字宮崎71番地	石	澤	盛	<u> </u>
秋田市第97投票区	投票管理者	秋田市河辺神内字太田面54番地	伊	藤	秋	夫
(神 内 公 民 館)	職務代理者	秋田市山王六丁目22番14号	名さ	i 屋		晃
秋田市第98投票区	投票管理者	秋田市河辺諸井字中道278番地 2	境	屋	弘	光
(下 諸 井 児 童 館)	職務代理者	秋田市河辺諸井字上諸井22番地	髙	橋	孝	
秋田市第99投票区	投票管理者	秋田市河辺和田字坂本北540番地3	熊	谷	鉄	美
(三町内会公民館)	職務代理者	秋田市河辺和田字坂本北575番地 2	熊	谷	直	正
秋田市第100投票区	投票管理者	秋田市河辺和田字式田下袋60番地1	石	井		稔
(式 田 公 民 館)	職務代理者	秋田市河辺和田字下石川298番地	佐々	木		聡
秋田市第101投票区	投票管理者	秋田市河辺北野田高屋字上前田表54番地1	熊	谷	文	雄
(河辺総合福祉交流センター)	職務代理者	秋田市河辺和田字下夕川原12番地 3	金		次	男
秋田市第102投票区	投票管理者	秋田市河辺北野田高屋字獅子岱57番地	佐々	木	弘	榮
(黒沼多目的共同利用施設)	職務代理者	秋田市河辺松渕字松渕3番地	伊	藤	秀	和
秋田市第103投票区	投票管理者	秋田市河辺戸島字本町132番地	長名	川	清	正
(河辺戸島ふるさとセンター)	職務代理者	秋田市河辺戸島字本町131番地 2	鈴	木		仁
秋田市第104投票区	投票管理者	秋田市河辺畑谷字中村15番地	稲	垣	和	春
(畑 谷 公 民 館)	職務代理者	秋田市川尻上野町 4 番19号	加賀	谷		徹
秋田市第105投票区	投票管理者	秋田市雄和新波字樋口26番地3	佐々	木		稔
(雄和基幹集落センター)	職務代理者	秋田市雄和新波字本屋敷170番地	加	藤	秀	尚
秋田市第106投票区	投票管理者	秋田市雄和神ケ村字上開183番地	福	原	昭	夫
(神ケ村自治会館)	職務代理者	秋田市雄和神ケ村字稗鳥100番地	伊	藤		勉
秋田市第107投票区	投票管理者	秋田市雄和萱ケ沢字館ノ腰149番地	京	極	藤	美
		processing the state of the sta	1 11			

秋田市第108投票区	投票管理者	秋田市雄和萱ケ沢字土場30番地	工	藤	金	也
(中ノ沢自治会館)	職務代理者	秋田市御所野地蔵田四丁目15番3号	池	田	義	高
秋田市第109投票区	投票管理者	秋田市雄和左手子字上野157番地	佐	々木	悦	美
(雄和左手子交流センター)	職務代理者	秋田市雄和種沢字宮ノ前134番地	佐	藤	勇	悦
秋田市第110投票区	投票管理者	秋田市雄和種沢字山王堂84番地1	鈴	木	靜	夫
(種 沢 自 治 会 館)	職務代理者	秋田市雄和平沢字田中35番地1	秋	山		勝
秋田市第111投票区	投票管理者	秋田市雄和平尾鳥字中田102番地	酒	井	善	重 郎
(平 尾 鳥 会 館)	職務代理者	秋田市雄和平尾鳥字中田22番地 2	酒	井	志	美 雄
秋田市第112投票区	投票管理者	秋田市雄和女米木字高麓沢1番地	石	井	房	雄
(女米木自治会館)	職務代理者	秋田市雄和女米木字川崎 7 番地	石	井	浩	和
秋田市第113投票区	投票管理者	秋田市雄和戸賀沢字片田102番地3	佐	々木	_	範
(戸賀沢自治会館)	職務代理者	秋田市仁井田本町四丁目10番11号	長	谷川	清	德
秋田市第114投票区	投票管理者	秋田市雄和相川字銅屋283番地 4	金		千	代 司
(相川コミュニティセンター)	職務代理者	秋田市雄和相川字高野142番地1	浦	山	勇	人
秋田市第115投票区	投票管理者	秋田市雄和相川字高野109番地1	長:	谷部	久	夫
(高野生活改善センター)	職務代理者	秋田市御野場六丁目14番13号	淡	路	喜	美 雄
秋田市第116投票区	投票管理者	秋田市雄和平沢字大部35番地	伊	藤	_	敏
(雄和市民サービスセンター)	職務代理者	秋田市八橋新川向14番18号	今	Щ	智	仁
秋田市第117投票区	投票管理者	秋田市雄和椿川字袖ノ沢8番地	堀	井	弘	昭
(長 者 や ま 荘)	職務代理者	秋田市御所野元町四丁目 5 番33号	浅	野		学
秋田市第118投票区	投票管理者	秋田市雄和椿川字関田89番地	黒	崎	欽	_
(安養寺児童館)	職務代理者	秋田市雄和椿川字方福87番地 2	黒	崎	隆	_
秋田市第119投票区	投票管理者	秋田市雄和田草川字太田37番地	石	井	重	_
(本田自治会館)	職務代理者	秋田市雄和芝野新田字開野8番地2	鈴	木		功
秋田市第120投票区	投票管理者	秋田市雄和芝野新田字中台15番地1	佐	藤	文	博
(芝野自治会館)	職務代理者	秋田市御野場四丁目10番1号	堀	井	鏡	平
秋田市第121投票区	投票管理者	秋田市雄和下黒瀬字町屋敷103番地	佐	藤	常	雄
(下黒瀬自治会館)	職務代理者	秋田市雄和下黒瀬字湯野目178番地1	菊	地	義	壽

### 秋市選管告示第67号

平成25年7月21日執行の参議院議員通常選挙における開票の場所および日時を次のように定めたので、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第64条の規定により告示する。

平成25年7月4日

秋田市選挙管理委員会

委員長 菅 原 弘 夫

1 場所 秋田市八橋本町六丁目12番20号

秋田市立体育館

2 日時 平成25年7月21日

午後 9 時15分

### 秋市選管告示第68号

平成25年7月21日執行の参議院議員通常選挙における開票管理者およびその職務を代理すべき者を次のように選任したので、公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第68条の規定により告示する。

平成25年7月4日

秋田市選挙管理委員会

委員長 菅 原 弘 夫

1 開票管理者

秋田市大住三丁目3番43号 菅 原 弘 夫

2 開票管理者の職務を代理すべき者

秋田市山王二丁目3番10-1301号 古 谷 薫

### 秋市選管告示第69号

平成25年7月21日執行の参議院議員通常選挙における開票立会人となるべき者のくじを行う場所および日時を次のように定めたので、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第62条第6項の規定により告示する。

平成25年7月4日

秋田市選挙管理委員会

委員長 菅 原 弘 夫

1 場所 秋田市山王一丁目2番34号

秋田市選挙管理委員会事務局

2 日時 平成25年7月18日 午後5時30分

### 秋市選管告示第70号

平成25年7月21日執行の参議院議員通常選挙における期日前投票所の投票管理者を次のように変更選任したので、公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第49条の7の規定において読み替えて準用する同令第25条の規定により告示する。

平成25年7月6日

秋田市選挙管理委員会

委員長 菅 原 弘 夫

1 秋田市河辺市民サービスセンター

平成25年7月15日

新 秋田市河辺赤平字境田81番地 佐々木 金 満

旧 秋田市河辺和田字式田下袋60番地1 石 井 稔

2 秋田市河辺市民サービスセンター

稔

平成25年7月16日

新 秋田市河辺和田字式田下袋60番地1 石 井 旧 秋田市河辺赤平字境田81番地 佐々木 金 満

秋市選管告示第71号

平成25年7月21日執行の参議院議員通常選挙における投票管理 者を次のように変更選任したので、公職選挙法施行令(昭和25年 政令第89号)第25条の規定により告示する。

平成25年7月20日

秋田市選挙管理委員会

委員長 菅 原 弘 夫

秋田市第107投票区(萱ケ沢自治会館)

新 秋田市雄和萱ケ沢字館ノ腰149番地 京 極 藤 美 旧 秋田市雄和萱ケ沢字萱ケ沢35番地 片 桐 登司夫

# 農委告示

### 秋田市農委告示第10号

平成25年7月17日午後2時秋田市役所正庁に秋田市農業委員会総会を招集する。

平成25年7月10日

秋田市農業委員会会長 佐々木 吉 秋

### 案件

- 1 農地法第3条の規定による許可申請に関する件(5件)
- 2 農地法第5条の規定による許可申請に関する件(1件)
- 3 農用地利用集積計画 (平成25年度第3号) に関する件
- 4 非農地証明申請に関する件(2件)
- 5 農地法第5条許可の事業計画変更申請に関する件(2件)
- 6 運営委員、農地等保全委員および農政専門委員の選任に関す る件
- 7 秋田市農業委員の辞任について同意を求める件

# 監査委告示

### 秋田市監査委員告示第1号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の32第2項の規定 に基づき、包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名および住所ならびに当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の 監査の事務を補助できる期間を次のとおり告示する。

平成25年7月18日

 秋田市監査委員 福 原 秀 就

 秋田市監査委員 高 井 宏 司

 秋田市監査委員 鳥 井 修

 秋田市監査委員 三 浦 清

1 包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名および住所 加 藤 晴 啓

宮城県仙台市太白区泉崎二丁目22番30-201号

森谷哲也

宮城県仙台市青葉区小田原八丁目6番11号

鈴木崇大

秋田県秋田市八橋本町三丁目21番16号 メゾンド八橋203号

三 浦 賢 介

秋田県秋田市新藤田字高梨台41番地2

志野木 寿 明

宮城県仙台市青葉区錦町一丁目 1 番52-303号 半 田 雄 三

宮城県仙台市青葉区上杉二丁目3番20-902号

2 包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間 平成25年7月25日から平成26年3月31日まで

### 上下水道局告示

### 秋田市上下水道局告示第31号

水道法(昭和32年法律第177号)第25条の7の規定に基づき、 秋田市指定給水装置工事事業者の廃止を行ったので、秋田市水道 事業給水条例施行規程(昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2 号)第8条の3第2号の規定により告示する。

平成25年7月4日

秋田市上下水道事業管理者 中 野 鋼 一

1 指定給水装置工事事業者の廃止

指定工事事業者	代 表 者	所 在 地
市川工業株式会	菊地武夫	秋田市寺内字イサノ
社		123番地 2

2 廃止年月日

平成25年5月31日

### 秋田市上下水道局告示第32号

秋田市下水道条例(昭和39年秋田市条例第16号)第5条の7の 規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事業者の廃止の届出を 受理したので、秋田市指定排水設備工事業者に関する規程(平成 19年秋田市上下水道局管理規程第7号)第9条第3号の規定によ り告示する。

平成25年7月4日

秋田市上下水道事業管理者 中 野 鋼 -

1 指定排水設備工事業者の廃止

指定工事業者	代 表 者	所 在 地
市川工業株式会	菊 地 武 夫	秋田市寺内字イサノ
社		123番地 2

2 廃止年月日

平成25年5月31日

### 秋田市上下水道局告示第33号

水道法(昭和32年法律第177号)第25条の3第1項の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事事業者の指定を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程(昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号)第8条の3第1号の規定により告示する。

平成25年7月30日

秋田市上下水道事業管理者 中 野 鋼 一

1 指定給水装置工事事業者の指定

指定工事事業者	代 表	者	所 在 地
株式会社アクア	大垣内	剛	広島市中区上八丁堀
ライン			8番8号第1ウエノ
			ヤビル 6 F

2 指定年月日

平成25年7月25日

公 告

11条の2第12項の規定に基づき、住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況を別紙のとおり公告する。

平成25年7月1日

秋田市長 穂 積 志

### 秋田市公告

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第11条第3項および第

(別紙)

### 個人又は法人の申出による住民基本台帳の一部の写しの閲覧 (平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)

閲 覧 年月日	申出者の氏名	利用目的の概要	閲覧に係る住民の範	囲
平成24年	(株)日本リサーチセンター	家計の金融行動に関する世論調	平成4年5月31日までに生まれ	手形
5月9日	代表取締役社長 鈴木 稲博	· 查	   た20歳以上の男女	
平成24年	NHK秋田放送局放送部	6月全国個人視聴率調査	明治から平成17年までに生まれ	川尻上野町
5月9日	部長 小田橋 昭仁		た男女	, ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
平成24年	と と 出新情報センター	家計消費状況調査	16歳以上の男女	土崎港中央三
5月17日	事務局長 平谷 伸次			丁目、河辺三
				内
平成24年	(株)フィデア情報システムズ	健康づくりに関する調査	20歳以上の男女	市内全域
5月18日	代表取締役 菅原 晟			
23日				
平成24年	(株)インテージリサーチ	2012年度旅行・観光消費動向調		太平中関、太
5月22日	代表取締役社長 井上 孝志	査		平八田
平成24年	(社)新情報センター	環境問題に関する世論調査	20歳以上の日本国籍を有する男	八橋イサノニ
5月24日	事務局長 平谷 伸次		女	丁目
平成24年		国民生活に関する世論調査	20歳以上の日本国籍を有する男	仁井田新田二
5月30日	事務局長 平谷 伸次		女	丁目
平成24年	(株)フィデア情報システムズ	平成24年度県民意識調査	20歳以上の男女	市内全域
6月6日	代表取締役 菅原 晟			
7 日				
8 日				
平成24年	(一社)中央調査社	テレビ視聴に関する調査	平成8年6月30日までに生まれ	茨島七丁目
6月13日	会長 中田 正博		た16歳以上の男女	
平成24年	(株)日本リサーチセンター	生活意識に関するアンケート調	平成4年7月31日までに生まれ	寺内
6月14日	代表取締役社長 鈴木 稲博	查	た20歳以上の男女	
平成24年	(社)新情報センター	生涯学習に関する世論調査	20歳以上の日本国籍を有する男	東通明田
6月21日	事務局長 平谷 伸次		女	
平成24年	(一社)中央調査社	日常生活に関するアンケート調	15歳以上79歳以下の男女	浜田
7月3日	会長 中田 正博	查		
平成24年	(一社)中央調査社	2012年新聞及びウェブ利用に関	平成9年8月31日までに生まれ	濁川
7月3日	会長 中田 正博	する総合調査	た15歳以上の男女	
平成24年	と 出新情報センター	障害者に関する世論調査	20歳以上の日本国籍を有する男	河辺松渕
7月24日	事務局長 平谷 伸次		女	
平成24年	(株)毎日新聞社	読書と時事問題の世論調査		土崎港中央_
8月7日	代表取締役社長 朝比奈 豊			丁目
平成24年	(一社)中央調査社	第8回長寿社会における中高年	大正8年9月1日から昭和27年	手形字扇田
8月8日	会長 西澤 豊	の暮らし方の調査	8月31日までに生まれた60歳以	
			上92歳以下の男女	
平成24年	(一社)中央調査社	人権擁護に関する世論調査	平成4年7月31日までに生まれ	泉中央五丁目、
8月8日	会長 西澤 豊		た20歳以上の男女	泉南三丁目
平成24年	NHK秋田放送局放送部	11月全国個人視聴率調査	明治から平成17年までに生まれ	川尻上野町
9月5日	部長 今野 惠一郎		た男女	

平成24年	(一社)中央調査社	道路に関する世論調査	平成4年9月30日までに生まれ	新屋栗田町
9月19日	会長 西澤 豊	理路に関する世冊調査	た20歳以上の男女	<b>利</b> 色米田町
		一 ベカル吐仏のがし 、 こしが担		グロラビ 田文 二、田子・
平成24年		デジタル時代の新しいテレビ視	平成8年12月31日までに生まれ	御所野元町
9月19日	会長 西澤 豊	聴調査	た16歳以上の男女	丁目
平成24年	(一社)中央調査社	男女共同参画社会に関する世論	平成4年9月30日までに生まれ	河辺戸島
9月19日		調査	た20歳以上の男女	
平成24年	(一社)中央調査社	生活意識に関する調査	平成8年10月31日までに生まれ	旭南三丁目
10月23日	会長 西澤 豊		た16歳以上の男女	
平成24年	㈱日本リサーチセンター	子どものいる世帯の生活状況お	末子が18歳未満の子どもを育て	保戸野
10月30日	代表取締役 鈴木 稲博	よび保護者の就業に関する調査	ている世帯の父又は母	
平成24年	(一社)中央調査社	平成24年度食育に関する意識調	平成4年12月1日までに生まれ	外旭川
11月13日	会長 西澤 豊	査	た20歳以上の男女	
平成24年	(一社)中央調査社	家族の法制に関する世論調査	平成4年11月30日までに生まれ	泉北四丁目
11月13日	会長 西澤 豊		た20歳以上の日本人の男女	
平成24年	㈱サーベイリサーチセンター	家計消費状況調査		山王六丁目、
11月15日	代表取締役 藤澤 士朗			七丁目、旭
				二丁目、新
				田尻沢中町
				西町、新屋
				吉町
平成24年	と と 出新情報センター	土地問題に関する国民の意識調	20歳以上の日本国籍を有する男	大町五丁目
12月13日	事務局長 平谷 伸次	査	女	
平成24年	(一社)中央調査社	生活意識に関する調査	平成8年12月31日までに生まれ	旭南一丁目
12月18日	会長 西澤 豊		た16歳以上の男女	
平成24年	(一社)中央調査社	社会意識に関する世論調査	平成4年12月31日までに生まれ	新屋割山町
12月18日	会長 西澤 豊		た20歳以上の日本人の男女	
平成24年	(株)サーベイリサーチセンター	家計消費状況調査		外旭川字八
12月20日	代表取締役 藤澤 士朗			田、手形山
,,				町、金足、
				通五丁目、
				丁目、仁井
				字新中島、
				字新中島、
亚成94年	例新情報センター	休力・フポーツに阻ナス冊参加	20歳以上の口木同築を左ナ7田	字新中島、往 所野地蔵田 丁目
平成24年		体力・スポーツに関する世論調	20歳以上の日本国籍を有する男	字新中島、
12月27日	事務局長 平谷 伸次	查	女	字新中島、在 所野地蔵田 丁目 茨島六丁目
12月27日 平成25年	事務局長 平谷 伸次 と対象情報センター		女 平成24年12月31日現在、20歳以	字新中島、在 所野地蔵田 丁目 茨島六丁目 楢山佐竹町、
12月27日 平成25年 1月8日	事務局長 平谷 伸次 と	査 衆院選後の政治意識・2013調査	女 平成24年12月31日現在、20歳以 上の日本国籍を有する男女	字新中島、在 所野地蔵田 丁目 茨島六丁目 楢山佐竹町、 牛島東四丁
12月27日 平成25年 1月8日 平成25年	事務局長     平谷     伸次       と対象     と対象     中次       と対象     ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	查	女 平成24年12月31日現在、20歳以 上の日本国籍を有する男女 15歳以上の日本国籍を有する男	字新中島、在 所野地蔵田 丁目 茨島六丁目 楢山佐竹町、
12月27日 平成25年 1月8日 平成25年 1月8日	事務局長     平谷     伸次       (地新情報センター     事務局長     平谷     伸次       財新情報センター       事務局長     平谷     伸次	査 衆院選後の政治意識・2013調査 消費者意識基本調査	女 平成24年12月31日現在、20歳以 上の日本国籍を有する男女 15歳以上の日本国籍を有する男 女	字新中島、在 所野地蔵田 丁目 茨島六丁目 楢山佐竹町、 牛島東四丁 東通二丁目
12月27日 平成25年 1月8日 平成25年 1月8日 平成25年	事務局長     平谷     伸次       (助新情報センター     事務局長     平谷     伸次       (助新情報センター     事務局長     平谷     伸次       (株)日経リサーチ	査 衆院選後の政治意識・2013調査 消費者意識基本調査 子どもを含む世帯を対象とする	女 平成24年12月31日現在、20歳以 上の日本国籍を有する男女 15歳以上の日本国籍を有する男 女 平成15年1月31日以前に生まれ	字新中島、在 所野地蔵田 丁目 茨島六丁目 楢山佐竹町、 牛島東四丁
12月27日 平成25年 1月8日 平成25年 1月8日	事務局長     平谷     伸次       (出新情報センター     事務局長     平谷     伸次       (出新情報センター     事務局長     平谷     伸次       (株)日経リサーチ     代表取締役社長     中村     良	査 衆院選後の政治意識・2013調査 消費者意識基本調査	女 平成24年12月31日現在、20歳以 上の日本国籍を有する男女 15歳以上の日本国籍を有する男 女	字新中島、在 所野地蔵田丁目 茨島六丁目 楢山佐竹町、 牛島東四丁 東通二丁目 広面
12月27日 平成25年 1月8日 平成25年 1月8日 平成25年 1月9日 平成25年	事務局長     平谷     伸次       (出新情報センター     事務局長     平谷     伸次       (出新情報センター     事務局長     平谷     伸次       (株)日経リサーチ     代表取締役社長     中村     良	査 衆院選後の政治意識・2013調査 消費者意識基本調査 子どもを含む世帯を対象とする	女 平成24年12月31日現在、20歳以 上の日本国籍を有する男女 15歳以上の日本国籍を有する男 女 平成15年1月31日以前に生まれ	字新中島、在 所野地蔵田丁目 茨島六丁目 楢山佐竹町、 牛島東四丁 東通二丁目 広面
12月27日 平成25年 1月8日 平成25年 1月8日 平成25年 1月9日	事務局長     平谷     伸次       (出新情報センター     事務局長     平谷     伸次       (出新情報センター     事務局長     平谷     伸次       (株)日経リサーチ     代表取締役社長     中村     良	査 衆院選後の政治意識・2013調査 消費者意識基本調査 子どもを含む世帯を対象とする 生活の質に関する世帯試験調査	女 平成24年12月31日現在、20歳以 上の日本国籍を有する男女 15歳以上の日本国籍を有する男 女 平成15年1月31日以前に生まれ た10歳以上の男女	字新中島、在 所野地蔵田 丁目 茨島六丁目 楢山佐竹町、 牛島東四丁 東通二丁目
12月27日 平成25年 1月8日 平成25年 1月8日 平成25年 1月9日 平成25年	事務局長     平谷     伸次       (納新情報センター     事務局長     平谷     伸次       (納新情報センター     事務局長     平谷     伸次       (株)日経リサーチ     代表取締役社長     中村     良       (株)サーベイリサーチセンター	査 衆院選後の政治意識・2013調査 消費者意識基本調査 子どもを含む世帯を対象とする 生活の質に関する世帯試験調査	女 平成24年12月31日現在、20歳以 上の日本国籍を有する男女 15歳以上の日本国籍を有する男 女 平成15年1月31日以前に生まれ た10歳以上の男女 平成4年4月1日以前に生まれ	字新中島、在
12月27日 平成25年 1月8日 平成25年 1月8日 平成25年 1月9日 平成25年 1月10日	事務局長     平谷     伸次       (納新情報センター     事務局長     平谷     伸次       (納新情報センター     事務局長     平谷     伸次       (株)日経リサーチ     代表取締役社長     中村     良       (株)サーベイリサーチセンター	査 衆院選後の政治意識・2013調査 消費者意識基本調査 子どもを含む世帯を対象とする 生活の質に関する世帯試験調査	女 平成24年12月31日現在、20歳以 上の日本国籍を有する男女 15歳以上の日本国籍を有する男 女 平成15年1月31日以前に生まれ た10歳以上の男女 平成4年4月1日以前に生まれ	字新中島、在
12月27日 平成25年 1月8日 平成25年 1月8日 平成25年 1月9日 平成25年 1月10日	事務局長 平谷 伸次 総新情報センター 事務局長 平谷 伸次 総新情報センター 事務局長 平谷 伸次 ㈱日経リサーチ 代表取締役社長 中村 良 ㈱サーベイリサーチセンター 代表取締役 藤澤 士朗	査 衆院選後の政治意識・2013調査 消費者意識基本調査 子どもを含む世帯を対象とする 生活の質に関する世帯試験調査	女 平成24年12月31日現在、20歳以 上の日本国籍を有する男女 15歳以上の日本国籍を有する男 女 平成15年1月31日以前に生まれ た10歳以上の男女 平成4年4月1日以前に生まれ	字新中島、在
12月27日 平成25年 1月8日 平成25年 1月8日 平成25年 1月9日 平成25年 1月10日 11日	事務局長 平谷 伸次 総新情報センター 事務局長 平谷 伸次 総新情報センター 事務局長 平谷 伸次 ㈱日経リサーチ 代表取締役社長 中村 良 ㈱サーベイリサーチセンター 代表取締役 藤澤 士朗	査 衆院選後の政治意識・2013調査 消費者意識基本調査 子どもを含む世帯を対象とする 生活の質に関する世帯試験調査 通信利用動向調査	女 平成24年12月31日現在、20歳以 上の日本国籍を有する男女 15歳以上の日本国籍を有する男 女 平成15年1月31日以前に生まれ た10歳以上の男女 平成4年4月1日以前に生まれ た20歳以上の筆頭世帯構成員	字新中島、在
12月27日 平成25年 1月8日 平成25年 1月8日 平成25年 1月9日 平成25年 1月10日 11日	事務局長 平谷 伸次 (始新情報センター 事務局長 平谷 伸次 (始新情報センター 事務局長 平谷 伸次 (株)日経リサーチ 代表取締役社長 中村 良 (株)サーベイリサーチセンター 代表取締役 藤澤 士朗	査 衆院選後の政治意識・2013調査 消費者意識基本調査 子どもを含む世帯を対象とする 生活の質に関する世帯試験調査 通信利用動向調査	女 平成24年12月31日現在、20歳以 上の日本国籍を有する男女 15歳以上の日本国籍を有する男 女 平成15年1月31日以前に生まれ た10歳以上の男女 平成4年4月1日以前に生まれ た20歳以上の筆頭世帯構成員 大正12年5月1日から平成5年	字新中島、在
12月27日 平成25年 1月8日 平成25年 1月8日 平成25年 1月9日 平成25年 1月10日 11日	事務局長 平谷 伸次 (始新情報センター 事務局長 平谷 伸次 (始新情報センター 事務局長 平谷 伸次 (株)日経リサーチ 代表取締役社長 中村 良 (株)サーベイリサーチセンター 代表取締役 藤澤 士朗	査 衆院選後の政治意識・2013調査 消費者意識基本調査 子どもを含む世帯を対象とする 生活の質に関する世帯試験調査 通信利用動向調査	女 平成24年12月31日現在、20歳以 上の日本国籍を有する男女 15歳以上の日本国籍を有する男 女 平成15年1月31日以前に生まれ た10歳以上の男女 平成4年4月1日以前に生まれ た20歳以上の筆頭世帯構成員 大正12年5月1日から平成5年	字新中島、和丁目 茨斯丁目 茨 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人
12月27日 平成25年 1月8日 平成25年 1月8日 平成25年 1月9日 平成25年 1月10日 11日	事務局長 平谷 伸次 (始新情報センター 事務局長 平谷 伸次 (始新情報センター 事務局長 平谷 伸次 (株)日経リサーチ 代表取締役社長 中村 良 (株)サーベイリサーチセンター 代表取締役 藤澤 士朗	査 衆院選後の政治意識・2013調査 消費者意識基本調査 子どもを含む世帯を対象とする 生活の質に関する世帯試験調査 通信利用動向調査	女 平成24年12月31日現在、20歳以 上の日本国籍を有する男女 15歳以上の日本国籍を有する男 女 平成15年1月31日以前に生まれ た10歳以上の男女 平成4年4月1日以前に生まれ た20歳以上の筆頭世帯構成員 大正12年5月1日から平成5年	字所丁茂 楢牛東 広 仁添新上楢添地寺内中蔵 丁 传四丁目 太
12月27日 平成25年 1月8日 平成25年 1月8日 平成25年 1月9日 平成25年 1月10日 11日	事務局長 平谷 伸次 (始新情報センター 事務局長 平谷 伸次 (始新情報センター 事務局長 平谷 伸次 (株)日経リサーチ 代表取締役社長 中村 良 (株)サーベイリサーチセンター 代表取締役 藤澤 士朗 (株)ビデオリサーチ 代表取締役社長 秋山 創一	査 衆院選後の政治意識・2013調査 消費者意識基本調査 子どもを含む世帯を対象とする 生活の質に関する世帯試験調査 通信利用動向調査	女 平成24年12月31日現在、20歳以 上の日本国籍を有する男女 15歳以上の日本国籍を有する男 女 平成15年1月31日以前に生まれ た10歳以上の男女 平成4年4月1日以前に生まれ た20歳以上の筆頭世帯構成員 大正12年5月1日から平成5年	字新中島、和丁目 茨斯丁目 茨 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人

	平成25年	(一社)中央調査社	現代の生活意識に関する世論調	平成8年12月31日までに生まれ	添川
	1月29日	会長 西澤 豊	査	た16歳以上の男女	
Ī	平成25年	(一社)中央調査社	現代の生活意識に関する世論調	平成8年12月31日までに生まれ	御野場一丁目、
	1月29日	会長 西澤 豊	查	た16歳以上の男女	二丁目
	平成25年	(一社)中央調査社	平成24年度国語に関する世論調	平成9年2月28日までに生まれ	牛島南一丁目、
	1月29日	会長 西澤 豊	查	た16歳以上の日本人の男女	仁井田字西潟
					敷
	平成25年	(社)新情報センター	日本人の健康に関するアンケー	20歳以上79歳以下の男女	泉南一丁目
	1月31日	事務局長 平谷 伸次	ト調査		
	平成25年	と 出新情報センター	生活の質に関する世論調査	15歳以上の男女	旭川新藤田西
	1月31日	事務局長 平谷 伸次			町
	平成25年	と 出新情報センター	消費者動向調査	単身世帯の世帯主	手形
	2月7日	事務局長 平谷 伸次			
	平成25年	(株)日本リサーチセンター	くらしと生活設計に関する調査	平成5年2月28日までに生まれ	泉馬場
	2月13日	代表取締役社長 鈴木 稲博		た20歳以上の男女	
	平成25年	泉・緑の会	泉・緑の会で子供の誕生記念と	前年に誕生した子供	秋田市泉学区
	2月19日	会長 富樫 清弘	して梅の苗木を贈るため		
	平成25年	(一社)中央調査社	平成25年度生活保障に関する調	昭和18年4月1日から平成7年	飯島松根西町、
	2月28日	会長 西澤 豊	査	3月31日までに生まれた18歳以	飯島松根東町
				上69歳以下の男女	
	平成25年	(一社)中央調査社	宝くじに関する世論調査	平成7年3月31日までに生まれ	横森、外旭川
	2月28日	会長 西澤 豊		た18歳以上の男女	字野村、字田
					中

### 国又は地方公共団体の機関の請求による住民基本台帳の一部の写しの閲覧 (平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)

閲覧	請求をした国又は地方	請求事由の概要 閲覧に係る住民の範囲		III
年月日	公共団体の機関の名称			Ш
平成24年	秋田市市民生活部	地縁団体認可申請書の区域世帯		山手台二丁目、
8月21日	生活総務課	数確認のため		三丁目
平成24年	秋田県生活環境部	平成24年度秋田県男女の意識と	20歳以上の男女	市内全域
8月22日	男女共同参画課	生活実態調査		
23日				
平成24年	秋田市市民生活部	地縁団体認可申請書の区域世帯		下新城岩城、
10月3日	生活総務課	数確認のため		上新城中
平成24年	自衛隊	自衛官募集事務上必要なため	平成7年4月2日から平成8年	市内全域
12月4日	秋田地方協力本部		4月1日までに生まれた男女	
5 日				
6 日				
7 日				
平成25年	秋田市市民生活部	地縁団体認可申請書の区域世帯		土崎港北二丁
2月26日	生活総務課	数確認のため		目、土崎港東
				四丁目

### 秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。 平成25年7月3日

秋田市長 穂 積 志

- 1 入札に付する事項
  - 入札に付する賃貸借物件は、次のとおりである。
- (1) 物 件 名 特定保健指導用ノートパソコン等納入設置および賃貸借(別紙1賃貸借仕様書(省略)および別紙2賃貸借仕様明細書(省略)参照)
- (2) 契約期間 平成25年9月1日から平成30年8月31日まで

### 2 入札参加資格要件

- (1) 秋田市内に社員が常駐する事業所(本社、支店又は営業所等)を有していること。
- (2) 租税に滞納がないこと。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第 1項および第2項各号による制限を受ける者でないこと。
- (4) 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
- (5) 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でない こと。
- (6) 過去5年間に市、県、国(公社、公団および独立行政法人

を含む。)又は他の地方公共団体と種類および規模を同じく する契約を締結し、当該契約を履行した実績を有すること。

- (7) 本件に係る物品の納入・設置ができるほか賃貸借契約を行える者であること(本件に関して、賃貸借契約が可能な業者とリース料率等について覚書を締結している場合も可とする。)。
- (8) 秋田市暴力団排除条例(平成24年秋田市条例第10号)第2 条に規定する暴力団および暴力団員に該当しないこと又はこれらの者と密接な関係を有する者と認められないこと。
- 3 入札に関する事項
- (1) 入札の日時 平成25年8月2日金 午前10時
- (2) 入札の場所 秋田市山王一丁目1番1号 山王別館2階 第1会議室
- (3) 入札保証金 免除
- (4) 契約予定日 平成25年8月9日金
- (5) 注意事項
  - ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守の上、入札に参加 すること。
  - イ 入札書には、賃貸借期間となる60か月分の合計金額を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税事業者・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
  - ウ 入札執行回数は、2回を限度とする。
  - エ 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
  - オ 地方自治法第234条第3項ただし書の規定により、調査 を実施し、落札者を決定する場合がある。
- 4 入札参加申込みに関する事項
- (1) 入札に参加を希望する者は、平成25年7月17日(水までに、 次に掲げる書類(以下「申込書等」という。)を提出し、入 札参加資格の審査を受けなければならない。
  - ア 公募型指名競争入札参加申込書
  - イ 営業経歴書
  - ウ 業務履行実績調書および契約書等の写し
  - エ 商業登記簿謄本又は登記事項証明書(提出日前3か月以 内に発行されたもので写しでも可とする。)
  - オ 賃貸借業者との関係を示す契約書(覚書等)の写し 入札参加希望者が賃貸借できない場合は提出すること。 あらかじめ賃貸借契約の可能な業者と契約(覚書等)を締 結し、リース料率の部分を伏せた写しとする。
  - カ 納税証明書
    - (ア) 税務署が発行する消費税に関する証明書(直近の営業 年度に係る「未納税額のないこと用(その3)」)
    - (イ) 秋田市が発行する直近の営業年度に係る法人市民税又は個人市民税(個人事業主に限る。) および固定資産税 (平成24年度分および平成25年度の納付期限が到来している期の分まで。課税されていない場合や固定資産を有していない場合は、その証明書を提出すること。) に関

### する証明書

なお、納税証明書の提出に代えて、各納付書の写し (法人市民税もしくは個人市民税又は固定資産税を口座 振替により納付している場合は、納税課で交付する「市 税口座振替済のお知らせ」)の提出も可とする。

- キ 同等品で入札に参加する場合は、同等品承認書とともに 同等品であることが確認できる資料を提出すること。
- (2) 申込書等の提出 申込書等の提出は、持参によるものとする。
- (3) 申込書等の受付 申込書等は、次のとおり受け付ける。
  - ア 受付期間 平成25年7月3日州から同月17日州までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前9時から午後5時15分までとする。
  - イ 受付場所 秋田市山王一丁目1番1号 山王別館1館 秋田市市民生活部特定健診課
  - ウ 申込用紙 秋田市市民生活部特定健診課又は秋田市ホームページから入手すること。
- 5 指名に関する事項
- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に 指名通知する。
- (2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない 場合がある。その者には、選定結果通知によりその旨を連絡 する。
- (3) 指名通知および選定結果の通知は、平成25年7月24日 M午後に郵送する。
- 6 仕様書等の閲覧に関する事項
- (1) 閲覧期間 平成25年7月3日(水から同月17日(水までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前9時から午後5時15分までとする。
- (2) 閲覧場所 秋田市山王一丁目1番1号 山王別館1階 秋田市市民生活部特定健診課

### 7 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 申込書等の提出に関する問合せ先 秋田市市民生活部特定健診課健診担当

電話 018-866-8903

### 秋田市公告

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号に掲げる道路として次のとおり指定したので、秋田市建築基準法施行細則(昭和48年秋田市規則第12号)第31条の規定に基づき、公告する。

平成25年7月5日

秋田市長 穂 積 志

- 申請者の住所および氏名 秋田市飯島川端一丁目3番26号 保坂 久雄
- 2 道路位置指定箇所 秋田市飯島字家ノ下50番2および50番2地先道水路
- 3 道路幅員 6.01メートル
- 4 道路延長 8.68メートル
- 5 指定年月日および番号 平成25年7月5日 第4号

### 秋田市公告

秋田市道路除排雪車両運行管理システム(仮称)導入業務委託 について公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

平成25年7月5日

秋田市長 穂 積 志

### 1 業務概要

(1) 業務名

秋田市道路除排雪車両運行管理システム(仮称)導入業務 委託

(2) 業務内容

道路除排雪車両に搭載したスマートフォン等通信機能を持つGPS端末を用いて、道路除排雪車両の位置情報の公開および作業状況を管理することができるシステムの構築を行うものである。

(3) 業務期間

契約締結日から平成26年3月31日まで

(4) 業務規模

本業務に関する費用は、37,550,625円 (消費税および地方 消費税を含む。) 以内とする。

2 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項を全て満た す者とする。

- (1) 過去2年間に本業務の内容と同種の業務又はGPSを使った車両管理を含む類似業務の受託実績を有する者であること、 もしくは当該業務実績を有するシステムの開発者と代理店契 約を結んでいる者であること。
- (2) 代理店の場合は、システム開発者および代理店双方が第3項以降の事項を満たしていること。
- (3) 参加表明書を提出する日の前日現在で、今回の公募に付する事項に関し、原則として1年以上の営業実績を有していること。
- (4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の 規定に該当しない者であること。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立て(同法附則第2条の規定により、なお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。)がなされている者でないこと。
- (6) 民事再生法 (平成11年法律第225号) に基づき、再生手続 開始の申立てがなされている者でないこと。
- (7) 国および秋田市を含む地方公共団体から製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る指名停止措置要領に基づく指名停止措置を、公告の日から特定結果の通知の日までの期間内に受けていないこと。
- (8) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする法人等でないこと。
- (9) 暴力団又は暴力団員の統制の下にある法人等でないこと。
- 3 手続等
- (1) 実施要領の交付
  - ア 交付期間

平成25年7月5日金から同月17日似まで

イ 交付方法

実施要領は、道路維持課ホームページからの入手を原則 とする。

http://www.city.akita.akita.jp/city/cs/mt/default.htm

また、希望者には道路維持課においても直接交付する (直接交付は、午前9時から正午までおよび午後1時から 午後5時までとする。ただし、土曜日、日曜日および祝日 を除く。)。

- (2) 参加表明書の提出
  - ア 提出期限 平成25年7月17日(水)午後5時
  - イ 提出場所 〒011-0901 秋田市寺内字蛭根85番地 9 秋田市建設部道路維持課

ゆき対策担当

電 話 018-864-3643

FAX 018-864-0881

E-mail ro-csmt@city.akita.akita.jp

- ウ 提出方法 持参(土曜日、日曜日および祝日を除く、平日の午前9時から正午までおよび午後1時から午後5時までとする。)又は郵送(書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。)によること。
- (3) 企画提案書の提出

ア 提出期限 平成25年8月2日金午後5時

- イ 提出場所 3(2)イに同じ
- ウ 提出方法 3(2)ウに同じ
- 4 参加表明書および企画提案書の審査等
- (1) 3に定める参加資格を満たした上で参加表明書を提出した 者は、企画提案書の提出者として直ちに提案書作成に取り組 むものとする。ただし、参加表明書を提出したものが10社を 超えた場合は、選定委員会での書面審査を行い、おおむね10 社を企画提案書の提出者として選定する。
- (2) 委員会において、企画提案書およびプレゼンテーションの 内容により審査を行い、その結果に基づいて市長が本件業務 における業務請負予定者を特定するものとする。
- 5 その他
- (1) 企画提案書の作成、応募、プレゼンテーション等本プロポーザルに要する費用は、応募者の負担とする。
- (2) 提出された書類等は、返却しない。
- (3) 提出された書類等は、提出者に無断で本プロポーザル以外に使用しない。
- (4) 提出された書類等は、審査および説明の目的にその写しを 作成し、使用することができるものとする。
- (5) 提出された書類等は、公平性、透明性および客観性を期すため、公表することがある。
- (6) 前号により公表する場合、提案書の写しを作成し、使用することができるものとする。
- (7) 企画提案書、見積書の受理後の差し替え、追加、削除等は 認めない。ただし、秋田市が追加の要求をした場合は、この 限りではない。
- (8) 参加表明書に記載した予定技術者は、原則として変更できない。ただし、やむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの本市の了解を得なければならない。
- (9) 問合せ先

秋田市建設部道路維持課ゆき対策担当

直 通 018-864-3643

FAX 018-864-0881

### 秋田市公告

都市公園を設置するので、都市公園法(昭和31年法律第79号)

第2条の2の規定に基づき、次のとおり公告する。 平成25年7月10日

秋田市長 穂 積 志

- 1 都市公園の名称および位置
  - 別紙(省略)のとおり
- 2 都市公園の区域別図(省略)のとおり
- 3 供用開始の期日平成25年7月10日

### 秋田市公告

次のとおり大森山自然動物公園大屋根ビジターセンター (仮称) 建設工事に係る特定建設工事共同企業体 (以下「共同企業体」という。) の入札参加資格の申請を受け付けるので公告する。

平成25年7月16日

秋田市長 穂 積 志

- 1 入札に付する事項
  - (1) 本工事は、共同企業体による工事である。
  - (2) 工 事 番 号 商工 第4号
  - (3) 工 事 名 大森山自然動物公園大屋根ビジターセンター (仮称) 建設工事
  - (4) 工 事 場 所 秋田市浜田字潟端154番地(大森山動物 園内)
  - (5) 工 事 概 要 大屋根ビジターセンター (仮称) 建設工 事

鉄骨造平屋建て

建築面積 1.076.32㎡

延べ面積 740.15㎡

動物舎建設工事

鉄筋コンクリート造平屋建て

建築面積 47.01㎡

延べ面積 47.01㎡

- (6) 工 事 期 限 平成26年3月20日休
- (7) 予 定 価 格 198,100,000円 (消費税別)
- (8) 開札予定期日 平成25年8月7日(水)
- (9) 仮契約予定期日 平成25年8月12日(月)
- (10) 本 契 約 秋田市議会の議決を得たとき。
- (11) 注 意 事 項
  - ア この入札は、電子入札により執行する。
  - イ 秋田市財務規則、秋田市電子入札システム運用基準および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。
  - ウ 本案件は、低入札価格調査制度を採用している。
  - エ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
  - オ 入札執行回数は、1回を限度とする。公表した予定価格 を超える金額の入札は無効とする。
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- (1) 共同企業体に関する事項
  - ア 共同企業体の結成は、(2)に定める共同企業体の構成員の 資格を満たす者 2 社による自主結成とする。

- イ 各構成員の出資比率は、30パーセント以上とする。ただ し、共同企業体の代表者の出資比率は構成員中最大である ものとする。
- (2) 共同企業体の構成員に関する事項
  - ア 代表者要件
  - (ア) 公告日時において、秋田市の建築一式工事のA級に等級格付されていること。
  - (イ) 当該工種で経営事項審査の技術職員区分において、1 級に該当する技術者が3人以上いること。
  - (ウ) 当該工種の総合点数が850点以上であること。
  - (エ) 建築工事業における特定建設業の許可を有すること。
  - (オ) 建築工事業の許可を有しての営業年数が、6年以上であること。
  - (カ) 建築工事に係る資格を有する者を監理技術者又は主任 技術者として、本工事に専任で配置できること。
  - (キ) 公告日時において、指名停止期間中又は入札参加資格 停止期間中の者でないこと。
  - イ 代表者以外の構成員要件
  - (ア) 公告日時において、秋田市の建築一式工事のA級に等級格付されていること。
  - (イ) 当該工種で経営事項審査の技術職員区分において、1 級に該当する技術者が3人以上いること。
  - (ウ) 建築工事業の許可を有しての営業年数が、6年以上であること。
  - (エ) 建築工事に係る資格を有する者を監理技術者又は主任 技術者として、本工事に専任で配置できること。
  - (オ) 公告日時において、指名停止期間中又は入札参加資格 停止期間中の者でないこと。
- 3 入札参加資格審査の申請に関する事項
- (1) 入札に参加しようとする共同企業体は、平成25年7月22日 (別までに、次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を 提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。
  - ア 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書 (様式 1)
  - イ 特定建設工事共同企業体協定書(様式2)の写し
  - ウ 施工実績調書(建築工事について元請けとしての施工実績を記載すること。また、共同企業体の構成員ごとに提出し、秋田市発注以外の工事については、契約書の写しおよび工事概要が客観的に分かる書類を添付のこと(様式3)。)
  - エ 配置予定技術者調書(共同企業体の構成員ごとに作成し、 それぞれ資格者証の写しを添付のこと(様式4)。)
  - オ 誓約書(様式5)
- (2) 申請書等の提出

申請書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは 受け付けない。

(3) 申請書等の受付

申請書等は、次のとおり受け付ける。

- ア 受付期間 平成25年7月16日 例から同月22日 例までの土 曜日、日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時まで
- イ 受付場所 秋田市総務部契約課工事契約担当
- ウ 申請用紙 秋田市のホームページから入手すること。
- 4 指名に関する事項
- (1) 市長が指名する共同企業体には、共同企業体の代表者宛てに指名通知する。
- (2) 提出された申請書等の審査の結果等により、指名されない

場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知 する。

- (3) 指名通知および選定結果通知については、平成25年7月30日份に電子入札システムを使用して、3の(1)により届出のあったe-mailアドレスに対して通知する。
- (4) 入札は電子入札により執行する。共同企業体の構成員が構成員自身のために購入した電子証明書は、本入札には使用できないため、本入札で使用する電子証明書は、指名通知日の平成25年7月30日份に契約課窓口で貸出しを行う。貸出しを受けた電子証明書は、同年8月8日份午後5時までに返却すること。
- 5 設計書・設計図面の販売および閲覧に関する事項
- (1) 設計図書は、次に記載する販売店において販売および閲覧 に供するので、入札参加を希望する者は、期間内に設計図書 を入手すること。
- (2) 販売店 公益財団法人秋田市総合振興公社住宅事業部 秋田市山王一丁目2番35号(秋田市役所山王別館 1階)

電話 018-863-2581 FAX 018-863-6556

- (3) 販売期間 平成25年7月16日火から同月31日 州までの販売店の営業時間内
- (4) 設計図書の販売価格 一式 51,480円(設計書 1,080円、図面 50,400円)(税込み)(CD-ROM 有(1枚 1,000円))
- (5) 購入方法 設計図書の購入を希望する者は、「設計図書購入申込書」(契約課ホームページからダウンロードすること。) により、平成25年7月31日(水までにFAXで販売店へ申し込むこと。
- (6) 設計図書は、「設計図書購入申込書」に記入した受取希望 日に販売店において直接受け取ること。ただし、販売店の都 合により受取希望日に販売できない場合もあるため、販売店 の指示に従うこと。
- (7) 設計図書の閲覧は、販売店内にある閲覧室でのみ可能である (無料)。
- (8) 閲覧期間 平成25年7月16日(火から同年8月6日) 保 時までの販売店の営業時間内
- (9) 閲覧方法 設計図書の閲覧を希望する者は、販売店の受付 に「設計図書閲覧申込書」(契約課ホームページからダウンロードすること。) を持参すること。
- 6 その他
- (1) 申請に係る費用は、全て申請者の負担とする。
- (2) 提出された申請書等は、返却しない。
- (3) 落札者は、配置予定技術者調書に記載した技術者を本工事に専任で配置すること。
- (4) 申請書等の提出に関する問合せ先 秋田市総務部契約課工事契約担当 電話 018-866-2165

### 秋田市公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定により、平成25年5月13日付け秋田市指令第2398号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

平成25年7月18日

秋田市長 穂 積 志

 開発許可を受けた者の住所および氏名 秋田県由利本荘市矢島町七日町字曲り渕158番地1 山科建設株式会社

代表取締役 山 科 優 2 開発区域に含まれる地域の名称

研究区域に含まれる地域の名材 秋田市土崎港北一丁目27番2

### 秋田市公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定により、平成25年5月13日付け秋田市指令第2399号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

平成25年7月19日

秋田市長 穂 積 志

- 1 開発許可を受けた者の住所および氏名 千葉県習志野市谷津六丁目17番 4 号 松 島 幸 二
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 秋田市新屋比内町66番、67番および66番地先道水路

### 秋田市公告

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画(平成25年度第3号計画)を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告し、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成25年7月25日

秋田市長 穂 積 志

- 1 縦覧に供する書類 農用地利用集積計画書
- 2 縦覧時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。
- 3 縦覧場所 秋田市八橋本町六丁目12番1号 秋田市農林部農林総務課

### 秋田市公告

地方税法(昭和25年法律第226号)がその例とする国税徴収法(昭和34年法律第147号)第95条および第99条の規定に基づき、差押財産を公売することを公告する。

平成25年7月26日

秋田市長 穂 積 志

1 公売財産の内容

別紙「公売財産の表示」(省略)のとおり

- 2 公売日時
- (1) 参加申込期間

平成25年8月13日火火午後1時から同月27日火火午後11時まで

(2) 入札期間

平成25年9月3日(火)午後1時から同月5日(木)午後11時まで

3) 開札

平成25年9月6日逾午前10時

3 公売場所

ヤフー株式会社が提供する官公庁オークション上のホームページ (http://koubai.auctions.yahoo.co.jp)

4 公売方法

ヤフー株式会社が提供する官公庁オークションからの入札

5 売却決定日時

平成25年9月6日逾午前10時

- 6 売却決定場所
  - 秋田市山王一丁目1番1号 秋田市企画財政部特別滞納整理課
- 7 買受代金納付期限
  - 平成25年9月13日金午後2時30分
- 8 買受人についての資格その他の要件 地方税法がその例とする国税徴収法第92条および第108条の 規定に該当する者は、買受人として参加する資格がない。
- 9 公売財産上の質権者、抵当権者等の権利の内容の申出 公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権その他公売財 産の売却代金から配当を受けることができる権利を有する者は、 売却決定の日の前日までにその内容を申し出ること。
- 10 権利移転の時期

買受代金の全額を納付したとき。

- 11 危険負担移転の時期 買受代金の全額を納付したとき。
- 12 権利移転に伴う費用 公売による権利移転に伴う費用は、買受人の負担となる。
- 13 消費税等の取扱い 見積価額、最高価申込価額および落札価額には、消費税相当 額を含む。

### 14 その他

- (1) 滞納金額の完納等により、公売を中止することがある。
- (2) 買受代金を買受代金納付期限までに納付しないときは、売却決定を取り消すものとする。
- (3) いかなる理由があっても、引渡財産の返品はできない。
- (4) 円卓、一枚板座卓、なまはげ人形および木の抜根置物については、直接引取りが可能であること。
- (5) 秋田市は、瑕疵担保責任を負わない。

# 上下水道局公告

### 秋田市上下水道局公告

次のとおり事後審査型条件付一般競争入札を執行するので、入 札参加希望者を公募する。

平成25年7月5日

秋田市上下水道事業管理者 中 野 鋼 一

- 1 入札に付する事項
- (1) 入札に付する修繕は、次のとおりである。

修繕番号 ・修繕名	修繕場所	履行期限	入札参加要件
第12号	秋田市外旭	平成25年	機械器具設置工
外旭川汚水中継	川字鳥谷場	11月22日	事A級
ポンプNo.5 水中	地内		(基本的要件に
汚水ポンプ分解			ついては、別に
整備			記載)

- (2) 上記業務に係る基本的な入札参加要件
  - ア 前項の入札参加要件で、「機械器具設置工事A級」とあるのは、秋田市内に本社を有する業者で、秋田市総務部契約課に入札参加資格審査申請書を提出し、同課から機械器具設置工事のA級に等級格付されている者をいう。
  - イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4 の規定に該当しない者であること。

- ウ 建設業法による営業停止期間中でないこと。
- エ 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
- オ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
- カ 資格を有する者(実務経験者を含む。)を監理技術者又 は主任技術者として本業務に配置できること。
- キ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。
- 2 入札に関する事項
- (1) 入札の日時 平成25年7月17日(水)午前10時
- (2) 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号 秋田市上下水道局 別館二階 会議室(庁舎 裏)
- (3) 入札保証金 免除
- (4) 契約予定日 平成25年7月19日金
- (5) 注意事項
  - ア 秋田市上下水道局財務規程(昭和41年秋田市水道局管理 規程第3号)および入札心得を遵守の上、入札に参加する こと。
  - イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もりをした契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
  - ウ 開札の結果、落札候補者がないとき、又は事後審査により落札者がなく次順位の落札候補者がないときは、再度の入札を1回に限り行う。
  - エ 落札候補者となるべき同価格の入札者が2人以上あると きは、直ちにくじにより落札候補者を決定する。
- 3 入札参加申込みに関する事項
- (1) 入札に参加を希望する者は、平成25年7月16日(火までに、 事後審査型条件付一般競争入札参加資格審査申請書(様式1。 以下「申請書」という。)を提出すること。
- (2) 申請書の提出 申請書は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申請書の受付 申請書は、次のとおり受け付ける。
  - ア 受付期間 平成25年7月5日 金から同月16日 火までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前9時から午後4時まで
  - イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係(秋田市八橋 本町六丁目12番15号 八橋下水道終末処理場内)
  - ウ 申請書、事後審査に関する確認書類等は、秋田市上下水 道局ホームページから入手すること。

上下水道局ホームページ

http://www.city.akita.akita.jp/city/ws

- 4 設計書および設計図面の閲覧に関する事項
- (1) 閲覧期間は、平成25年7月5日 金から同月16日 火までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。
- (2) 閲覧・貸出場所は、秋田市上下水道局総務課管財係(秋田

市八橋本町六丁目12番15号 八橋下水道終末処理場内)とする。

- (3) 設計書、仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載する。
- 5 事後審査に関する事項
  - (1) 落札候補者は、平成25年7月17日(水から同月18日(水までに、次に掲げる確認書類等を提出すること。なお、提出期限内に確認書類等を提出しないときは、当該落札候補者の行った入札は無効とする。
    - ア 事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認書(様式2) イ 配置予定技術者の資格・工事経歴(様式5)および資格 者証の写し
  - (2) 事後審査により落札者が決定した際には、入札参加者にその旨を通知する。
  - (3) 落札者決定の通知は、上下水道局ホームページにも掲載する。
- 6 その他
- (1) 申請書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申請書は、返却しない。
- (3) 申請書の提出に関する問合せ先 秋田市上下水道局総務課管財係 電話 018-823-8434

### 秋田市上下水道局公告

次のとおり事後審査型条件付一般競争入札を執行するので、入 札参加希望者を公募する。

平成25年7月5日

秋田市上下水道事業管理者 中 野 鋼 -

- 1 入札に付する事項
- (1) 入札に付する修繕は、次のとおりである。

修繕番号 ・修繕名	修繕場所	履行期限	入札参加要件
第13号	秋田市川尻	平成25年	ほ装工事A級
上下水道局庁	みよし町14	10月7日	(基本的要件につ
舎外構修繕	番8号地内		いては、別に記載)

- (2) 上記業務に係る基本的な入札参加要件
  - ア 前項の入札参加要件で、「ほ装工事A級」とあるのは、 秋田市内に本社を有する業者で、秋田市総務部契約課に入 札参加資格審査申請書を提出し、同課からほ装工事のA級 に等級格付されている者をいう。
  - イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4 の規定に該当しない者であること。
  - ウ 建設業法による営業停止期間中でないこと。
  - エ 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
  - オ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
  - カ 資格を有する者を監理技術者又は主任技術者として本業 務に配置できること。
  - キ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続 開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に 基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者(手続 開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。
- 2 入札に関する事項

- (1) 入札の日時 平成25年7月17日(水)午前10時20分
- (2) 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号 秋田市上下水道局 別館二階 会議室(庁舎 裏)
- (3) 入札保証金 免除
- (4) 契約予定日 平成25年7月19日金
- (5) 注意事項
  - ア 秋田市上下水道局財務規程(昭和41年秋田市水道局管理 規程第3号)および入札心得を遵守の上、入札に参加する こと。
  - イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もりをした契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
  - ウ 開札の結果、落札候補者がないとき、又は事後審査により落札者がなく次順位の落札候補者がないときは、再度の 入札を1回に限り行う。
  - エ 落札候補者となるべき同価格の入札者が2人以上あると きは、直ちにくじにより落札候補者を決定する。
- 3 入札参加申込みに関する事項
- (1) 入札に参加を希望する者は、平成25年7月16日(火までに、 事後審査型条件付一般競争入札参加資格審査申請書(様式1。 以下「申請書」という。)を提出すること。
- (2) 申請書の提出 申請書は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申請書の受付 申請書は、次のとおり受け付ける。
  - ア 受付期間 平成25年7月5日 金から同月16日 火までの土 曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前9時から午後4 時まで
  - イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係(秋田市八橋 本町六丁目12番15号 八橋下水道終末処理場内)
  - ウ 申請書、事後審査に関する確認書類等は、秋田市上下水 道局ホームページから入手すること。

上下水道局ホームページ

http://www.city.akita.akita.jp/city/ws

- 4 設計書および設計図面の閲覧に関する事項
- (1) 閲覧期間は、平成25年7月5日金から同月16日火までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。
- (2) 閲覧・貸出場所は、秋田市上下水道局総務課管財係(秋田 市八橋本町六丁目12番15号 八橋下水道終末処理場内)とす る。
- (3) 設計書、仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載する。
- 5 事後審査に関する事項
- (1) 落札候補者は、平成25年7月17日(水から同月18日(水)までに、次に掲げる確認書類等を提出すること。なお、提出期限内に確認書類等を提出しないときは、当該落札候補者の行った入札は無効とする。
  - ア 事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認書(様式2)
  - イ 配置予定技術者の資格・工事経歴(様式5)および資格 者証の写し

- (2) 事後審査により落札者が決定した際には、入札参加者にその旨を通知する。
- (3) 落札者決定の通知は、上下水道局ホームページにも掲載す z
- 6 その他
- (1) 申請書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申請書は、返却しない。
- (3) 申請書の提出に関する問合せ先

秋田市上下水道局総務課管財係 電話 018-823-8434

### 秋田市上下水道局公告

次のとおり一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号)第167条の6の規定により公告する。

平成25年7月12日

秋田市上下水道事業管理者 中 野 鋼 一

### 1 入札に付する事項

(1) 入札に付する委託業務は、次のとおりである。

委託番号	業 務 名	履行場所	履行期間	入札参加要件
第74号	仁井田•豊岩取	仁井田浄水場(秋田市仁井田	契約日から平成25年	次の①および②の要件を満たしていること。
	水導水施設点検	字新中島221番地2) および	12月20日まで	① 秋田市内に本社、支店、営業所等を有し
	管理業務委託	豊岩取水場(秋田市豊岩豊巻		ていること。
		字下河原161番地7)		② 秋田県内の一級河川又は港湾において潜
				水作業を伴う構造物の施工、点検又は整備
				の元請実績があること。
				(基本的要件については、別に記載)

### 2 入札に関する事項

- (1) 入札の日時 平成25年7月30日(火午前10時
- (2) 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号 秋田市上下水道局 別館二階 会議室(庁舎 裏)
- (3) 入札保証金 免除
- (4) 契約予定日 平成25年8月1日休
- (5) 注意事項
  - ア 入札に当たっては、予定価格の10分の6以上の範囲内で 最低制限価格を設定する。なお、最低制限価格を下回る価格による入札が行われた場合は、当該入札をした者を落札 者としないものとし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。
  - イ 秋田市上下水道局財務規程(昭和41年秋田市水道局管理 規程第3号)および入札心得を遵守の上、入札に参加する
  - ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もりした契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
  - エ 開札の結果、落札者がないときは、再度の入札を1回に 限り行う。
  - オ 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、 直ちにくじにより落札者を決定する。
- 3 上記業務に係る基本的な入札参加要件
- (1) 租税に滞納がないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること
- (3) 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。

- (4) 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。
- (6) 代表者、役員、支店長等の相当の地位にある者が集団的又 は常習的に暴力的違法行為を行うおそれのある組織の関係者 (暴力団関係者)でないこと。
- 4 入札参加申込みに関する事項
- (1) 入札に参加を希望する者は、平成25年7月23日例までに、 次に掲げる書類(以下「申込書等」という。)を提出し、秋 田市上下水道事業管理者の審査の上、一般競争入札参加資格 証の交付を受けなければならない。
  - ア 秋田市登録業者(総務部契約課)
    - (ア) 入札参加申込書(様式1)
    - (イ) 実績調書(様式2) および契約書等の写し
  - イ 秋田市登録業者(総務部契約課)ではない者
    - (ア) 入札参加申込書(様式1)
    - (イ) 実績調書(様式2) および契約書等の写し
    - (ウ) 法人登記簿謄本の写し(入札参加申込書を提出する日を基準として3箇月以内に発行されたものに限る。)。個人にあっては、営業の事実を証する書類
    - (工) 納税証明書
      - a 直近の事業年度の消費税(税務署で「未納税額のないこと用(その3)」の発行を受けること。)
      - b 秋田市に納めた直近の事業年度の法人市民税(個人 営業の者は個人市民税)
      - c 秋田市に納めた直近の固定資産税(納付期限が到来している期の分までの直近4期分。ただし、秋田市で事業を行っていて、固定資産税が課税額0円のときは「課税証明書」、固定資産を有していないときは「資産なし証明」を、最新年度1年分について提出すること。)※納税証明書に代わって、各納付書の領収証書の写

しあるいは固定資産税を口座振替により納付している場合は、納税課で交付する「市税口座振替済のお知らせ」の提出でも可とする。

- (2) 申込書等の提出 申込書等は持参するものとし、郵送又は 電送によるものは受け付けない。
- (3) 申込書等の受付 申込書等は、次のとおり受け付ける。
  - ア 受付期間 平成25年7月12日 金から同月23日 火までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前9時から午後4時まで
  - イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係(秋田市八橋本町六丁目12番15号 八橋下水道終末処理場内)
  - ウ 申込書等 秋田市上下水道局ホームページから入手する こと。

上下水道局ホームページ

http://www.city.akita.akita.jp/city/ws

- 5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項
- (1) 閲覧期間は、平成25年7月12日 金から同月29日 明までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。
- (2) 閲覧・貸出場所は、秋田市上下水道局総務課管財係(秋田 市八橋本町六丁目12番15号 八橋下水道終末処理場内)とす る。
- (3) 設計書、仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載する。
- 6 入札参加資格証の交付に関する事項

入札参加希望者のうち、入札参加要件を満たしている者には、 平成25年7月26日 金に一般競争入札参加資格証を交付する。

### 7 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 申込書等の提出に関する問合せ先 秋田市上下水道局総務課管財係 電話 018-823-8434

### 秋田市上下水道局公告

次のとおり事後審査型条件付一般競争入札を執行するので、入 札参加希望者を公募する。

平成25年7月12日

秋田市上下水道事業管理者 中 野 鋼 一

- 1 入札に付する事項
  - (1) 入札に付する修繕は、次のとおりである。

修繕番号	修繕場所	履行期限	入札参加要件	
• 修繕名	修體物別	/ / / / / / / / / / / / / / / / / / /	八小少加女件	
第14号	秋田市仁井	平成26年	機械器具設置工事	
仁井田浄水場	田字新中島	2月28日	A級	
排泥池汚泥掻	221番地 2		(基本的要件につ	
寄機修繕			いては、別に記載)	

- (2) 上記業務に係る基本的な入札参加要件
  - ア 前項の入札参加要件で、「機械器具設置工事A級」とあるのは、秋田市内に本社を有する業者で、秋田市総務部契約課に入札参加資格審査申請書を提出し、同課から機械器具設置工事のA級に等級格付されている者をいう。
  - イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の 規定に該当しない者であること。

- ウ 建設業法による営業停止期間中でないこと。
- エ 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
- オ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全である と認められる者でないこと。
- カ 資格を有する者(実務経験者を含む。)を監理技術者又は 主任技術者として本業務に配置できること。
- キ 会社更生法 (平成14年法律第154号) に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法 (平成11年法律第225号) に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者 (手続開始の決定を受けた者を除く。) でないこと。
- 2 入札に関する事項
- (1) 入札の日時 平成25年7月24日(水)午前10時
- (2) 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号 秋田市上下水道局 別館二階 会議室(庁舎 裏)
- (3) 入札保証金 免除
- (4) 契約予定日 平成25年7月26日金
- (5) 注意事項
  - ア 秋田市上下水道局財務規程(昭和41年秋田市水道局管理 規程第3号)および入札心得を遵守の上、入札に参加する こと。
  - イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もりをした契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
  - ウ 開札の結果、落札候補者がないとき、又は事後審査により落札者がなく次順位の落札候補者がないときは、再度の 入札を1回に限り行う。
  - エ 落札候補者となるべき同価格の入札者が2人以上あると きは、直ちにくじにより落札候補者を決定する。
- 3 入札参加申込みに関する事項
- (1) 入札に参加を希望する者は、平成25年7月23日(火までに、 事後審査型条件付一般競争入札参加資格審査申請書(様式1。 以下「申請書」という。)を提出すること。
- (2) 申請書の提出 申請書は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申請書の受付 申請書は、次のとおり受け付ける。
  - ア 受付期間 平成25年7月12日 金から同月23日 火までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前9時から午後4時まで
  - イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係(秋田市八橋 本町六丁目12番15号 八橋下水道終末処理場内)
  - ウ 申請書、事後審査に関する確認書類等は、秋田市上下水 道局ホームページから入手すること。

上下水道局ホームページ

http://www.city.akita.akita.jp/city/ws

- 4 設計書および設計図面の閲覧に関する事項
- (1) 閲覧期間は、平成25年7月12日 金から同月23日 火までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。
- (2) 閲覧・貸出場所は、秋田市上下水道局総務課管財係(秋田

市八橋本町六丁目12番15号 八橋下水道終末処理場内)とする。

- (3) 設計書、仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載する
- 5 事後審査に関する事項
  - (1) 落札候補者は、平成25年7月24日(水から同月25日(水までに、 次に掲げる確認書類等を提出すること。なお、提出期限内に 確認書類等を提出しないときは、当該落札候補者の行った入 札は無効とする。
    - ア 事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認書(様式2)
    - イ 配置予定技術者の資格・工事経歴 (様式5) および資格 者証の写し
  - (2) 事後審査により落札者が決定した際には、入札参加者にその旨を通知する。

- (3) 落札者決定の通知は、上下水道局ホームページにも掲載する。
- 6 その他
- (1) 申請書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申請書は、返却しない。
- (3) 申請書の提出に関する問合せ先 秋田市上下水道局総務課管財係 電話 018-823-8434

### 秋田市上下水道局公告

次のとおり事後審査型条件付一般競争入札を執行するので、入 札参加希望者を公募する。

平成25年7月12日

秋田市上下水道事業管理者 中 野 鋼 一

### 1 入札に付する事項

(1) 入札に付する修繕は、次のとおりである。

修繕番号•修繕名	修繕場所	履行期限	入札参加要件		
第15号	秋田市仁井田字新中島	平成26年	次の①および②の要件を満たしていること。		
仁井田浄水場豊岩送水	221番地 2	1月31日	① 機械器具設置工事A級		
ポンプ修繕			② 水道施設において、横軸両吸込渦巻ポンプ(吸込口径300㎜以		
			上) の分解整備の実績があること(下請、元請は問わない。)。		
			(基本的要件については、別に記載)		

- (2) 上記業務に係る基本的な入札参加要件
  - ア 前項の入札参加要件で、「機械器具設置工事A級」とあるのは、秋田市内に本社を有する業者で、秋田市総務部契約課に入札参加資格審査申請書を提出し、同課から機械器具設置工事のA級に等級格付されている者をいう。
  - イ 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4の 規定に該当しない者であること。
  - ウ 建設業法による営業停止期間中でないこと。
  - エ 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
  - オ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
  - カ 資格を有する者(実務経験者を含む。)を監理技術者又 は主任技術者として本業務に配置できること。
  - キ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続 開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に 基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者(手続 開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。
- 2 入札に関する事項
- (1) 入札の日時 平成25年7月24日(水)午前10時20分
- (2) 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号 秋田市上下水道局 別館二階 会議室(庁舎 裏)
- (3) 入札保証金 免除
- (4) 契約予定日 平成25年7月26日金
- (5) 注意事項
  - ア 秋田市上下水道局財務規程(昭和41年秋田市水道局管理 規程第3号)および入札心得を遵守の上、入札に参加する こと。
  - イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該

- 金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もりをした契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- ウ 開札の結果、落札候補者がないとき、又は事後審査により落札者がなく次順位の落札候補者がないときは、再度の落札を1回に限り行う。
- エ 落札候補者となるべき同価格の入札者が2人以上あると きは、直ちにくじにより落札候補者を決定する。
- 3 入札参加申込みに関する事項
- (1) 入札に参加を希望する者は、平成25年7月23日(火までに、 事後審査型条件付一般競争入札参加資格審査申請書(様式1。 以下「申請書」という。)を提出すること。
- (2) 申請書の提出 申請書は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申請書の受付 申請書は、次のとおり受け付ける。
  - ア 受付期間 平成25年7月12日 金から同月23日 火までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前9時から午後4時まで
  - イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係(秋田市八橋 本町六丁目12番15号 八橋下水道終末処理場内)
  - ウ 申請書、事後審査に関する確認書類等は、秋田市上下水 道局ホームページから入手すること。

上下水道局ホームページ

http://www.city.akita.akita.jp/city/ws

- 4 設計書および設計図面の閲覧に関する事項
- (1) 閲覧期間は、平成25年7月12日 金から同月23日 火までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前9時から午後4時

まで。

- (2) 閲覧・貸出場所は、秋田市上下水道局総務課管財係(秋田 市八橋本町六丁目12番15号 八橋下水道終末処理場内)とす る。
- (3) 設計書、仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載する。
- 5 事後審査に関する事項
- (1) 落札候補者は、平成25年7月24日州から同月25日(村までに、 次に掲げる確認書類等を提出すること。なお、提出期限内に 確認書類等を提出しないときは、当該落札候補者の行った入 札は無効とする。
  - ア 事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認書 (様式2)
  - イ 施工実績調書(様式4)および契約書等の写し
  - ウ 配置予定技術者の資格・工事経歴(様式5)および資格 者証の写し
- (2) 事後審査により落札者が決定した際には、入札参加者にその旨を通知する。
- (3) 落札者決定の通知は、上下水道局ホームページにも掲載する。
- 6 その他
- (1) 申請書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申請書は、返却しない。
- (3) 申請書の提出に関する問合せ先 秋田市上下水道局総務課管財係

電話 018-823-8434

### 秋田市上下水道局公告

次のとおり老朽管更新事業外旭川幹線配水管整備工事その2に 係る特定建設工事共同企業体(以下「共同企業体」という。)の 入札参加資格の申請を受け付けるので公告する。

平成25年7月16日

秋田市上下水道事業管理者 中 野 鋼 一

- 1 入札に付する事項
  - (1) 本工事は、共同企業体による工事である。
  - (2) 工 事 番 号 水道 第37号
  - (3) 工 事 名 老朽管更新事業 外旭川幹線配水管整備 工事その 2
  - (4) 工 事 場 所 泉釜ノ町ほか
  - (5) 工 事 概 要 配水管布設工事

DIP  $\phi$  600 L=2,217.2m

DIP  $\phi$  500 L=7.9m

DIP  $\phi$  200 L=156.4m

DIP  $\phi$  150 L=46.6m

給水管連絡工事

φ40 2箇所

φ25 1箇所

φ20 5 箇所

- (6) 工 事 期 限 平成27年3月23日(月)
- (7) 予 定 価 格 505,290,000円 (消費税別)
- (8) 開札予定期日 平成25年8月7日(水)
- (9) 契約予定期日 平成25年8月12日(月)
- (10) 注 意 事 項

ア この入札は、電子入札により執行する。

イ 秋田市財務規則 (平成9年秋田市規則第37号)、秋田市 電子入札システム運用基準および入札心得を遵守の上、入 札に参加すること。

- ウ 本案件は、低入札価格調査制度を採用している。
- エ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた額)を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること
- オ 入札執行回数は、1回を限度とする。公表した予定価格 を超える金額の入札は無効とする。
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- (1) 共同企業体に関する事項
  - ア 共同企業体の結成は、(2)に定める共同企業体の構成員の 資格を満たす者3社による自主結成とする。
  - イ 各構成員の出資比率は、20パーセント以上とする。ただ し、共同企業体の代表者の出資比率は構成員中最大である ものとする。
- (2) 共同企業体の構成員に関する事項
  - ア 代表者要件
    - (ア) 公告日時において、秋田市の水道施設工事A級に等級 格付されていること。
    - (イ) 水道施設工事業における特定建設業の許可を有するこ
    - (ウ) 水道施設工事業の許可を有しての営業年数が、6年以上であること。
    - (エ) 水道施設工事に係る資格を有する者を監理技術者又は 主任技術者として、本工事に専任で配置できること。
    - (オ) 公告日時において、指名停止期間中又は入札参加資格 停止期間中の者でないこと。
  - イ 代表者以外の構成員要件
    - (ア) 公告日時において、秋田市の一般土木工事A級又は水道施設工事A級に等級格付されていること。ただし、一般土木工事A級と水道施設工事A級それぞれ1社の組合せとすること。
    - (イ) 一般土木工事業又は水道施設工事業の許可を有しての 営業年数が、6年以上であること。
    - (ウ) 一般土木工事又は水道施設工事に係る資格を有する者を監理技術者又は主任技術者として、本工事に専任で配置できること。
    - (エ) 公告日時において、指名停止期間中又は入札参加資格 停止期間中の者でないこと。
- 3 入札参加資格審査の申請に関する事項
- (1) 入札に参加しようとする共同企業体は、平成25年7月22日 (月)までに、次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を 提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。
  - ア 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書 (様式1)
  - イ 特定建設工事共同企業体協定書(様式2)の写し
  - ウ 施工実績調書(共同企業体の構成員ごとに提出し、秋田 市発注以外の工事については契約書の写しおよび工事概要 が客観的に分かる書類を添付のこと(様式3)。)
  - エ 配置予定技術者調書(共同企業体の構成員ごとに作成し、 それぞれ資格者証の写しを添付のこと(様式4)。)
  - オ 誓約書(様式5)

(2) 申請書等の提出

申請書等は、持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申請書等の受付

申請書等は次のとおり受け付ける。

- ア 受付期間 平成25年7月16日(火から同月22日(用)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時まで
- イ 受付場所 秋田市総務部契約課工事契約担当
- ウ 申請用紙 秋田市のホームページから入手すること。
- 4 指名に関する事項
- (1) 上下水道事業管理者が指名する共同企業体には、共同企業体の代表者宛てに指名通知する。
- (2) 提出された申請書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には、選定結果通知によりその旨を通知する。
- (3) 指名通知および選定結果通知については、平成25年7月30日份に電子入札システムを使用して、3の(1)により届出のあったe-mailアドレスに対して通知する。
- (4) 入札は、電子入札により執行する。共同企業体の構成員が 構成員自身のために購入した電子証明書は、本入札には使用 できないため、本入札で使用する電子証明書は、指名通知日 の平成25年7月30日份に契約課窓口で貸出しを行う。貸出し を受けた電子証明書は、同年8月8日休午後5時までに返却 すること。
- 5 設計書・設計図面の販売および閲覧に関する事項
- (1) 設計図書は、次に記載する販売店において販売および閲覧 に供するので、入札参加を希望する者は、期間内に設計図書 を入手すること。
- (2) 販売店 公益財団法人秋田市総合振興公社住宅事業部 秋田市山王一丁目2番35号(市役所山王別館1階) 電 話 018-863-2581 FAX 018-863-6556
- (3) 販売期間 平成25年7月16日火から同月31日 州までの販売店の営業時間内
- (4) 設計図書の販売価格 1式 3,520円 (税込み) (CD-ROM 有 (1枚1,000円))
- (5) 購入方法 設計図書の購入を希望する者は、「設計図書購入申込書」(契約課ホームページからダウンロードすること。) により、平成25年7月31日休までにFAXで販売店へ申し込むこと。
- (6) 設計図書は、「設計図書購入申込書」に記入した受取希望 日に販売店において直接受け取ること。ただし、販売店の都 合により受取希望日に販売できない場合もあるため、販売店 の指示に従うこと。
- (7) 設計図書の閲覧は、販売店内にある閲覧室でのみ可能である (無料)。
- (8) 閲覧期間 平成25年7月16日 Wから同年8月6日 W午後3 時までの販売店の営業時間内
- (9) 閲覧方法 設計図書の閲覧を希望する者は、販売店の受付 に「設計図書閲覧申込書」(契約課ホームページからダウンロードすること。) を持参すること。
- 6 その他
- (1) 申請に係る費用は、全て申請者の負担とする。
- (2) 提出された申請書等は、返却しない。
- (3) 落札者は、配置予定技術者調書に記載した技術者を本工事

に専任で配置すること。

(4) 申請書等の提出に関する問合せ先 秋田市総務部契約課工事契約担当 電話 018-866-2165

### 秋田市上下水道局公告

次のとおり事後審査型条件付一般競争入札を執行するので、入 札参加希望者を公募する。

平成25年7月26日

秋田市上下水道事業管理者 中 野 鋼 一

- 1 入札に付する事項
  - (1) 入札に付する修繕は、次のとおりである。

修繕番号 ・修繕名	修繕場所	履行期限	入札参加要件
第16号	秋田市寺内	平成25年	次の①および②の
国道横断廃	蛭根三丁目	10月31日	要件を満たしている
止管モルタ	地内ほか		こと。
ル充填修繕			① 一般土木工事
			B級又はC1級
			② 水道廃止管等の
			モルタル充填施工
			の元請実績がある
			こと。
			(基本的要件につい
			ては、別に記載)

- (2) 上記業務に係る基本的な入札参加要件
  - ア 前項の入札参加要件で、「一般土木工事B級又はC1級」 とあるのは、秋田市内に本社を有する業者で、秋田市総務 部契約課に入札参加資格審査申請書を提出し、同課から一 般土木工事B級又はC1級に等級格付されている者をいう。
  - イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4 の規定に該当しない者であること。
  - ウ 建設業法による営業停止期間中でないこと。
  - エ 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
  - オ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
  - カ 資格を有する者を監理技術者又は主任技術者として本業 務に配置できること。
  - キ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続 開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に 基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者(手続 開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。
- 2 入札に関する事項
- (1) 入札の日時 平成25年8月7日(水)午前10時
- (2) 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号 秋田市上下水道局 別館二階 会議室(庁舎 裏)
- (3) 入札保証金 免除
- (4) 契約予定日 平成25年8月9日金
- (5) 注意事項
  - ア 秋田市上下水道局財務規程(昭和41年秋田市水道局管理 規程第3号)および入札心得を遵守の上、入札に参加する こと。

- イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もりをした契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- ウ 開札の結果、落札候補者がないとき、又は事後審査により落札者がなく次順位の落札候補者がないときは、再度の 入札を1回に限り行う。
- エ 落札候補者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札候補者を決定する。
- 3 入札参加申込みに関する事項
- (1) 入札に参加を希望する者は、平成25年8月6日火までに、 事後審査型条件付一般競争入札参加資格審査申請書(様式1。 以下「申請書」という。)を提出すること。
- (2) 申請書の提出 申請書は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申請書の受付 申請書は、次のとおり受け付ける。
  - ア 受付期間 平成25年7月26日 金から同年8月6日 火までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時まで
  - イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係(秋田市八橋 本町六丁目12番15号 八橋下水道終末処理場内)
  - ウ 申請書、事後審査に関する確認書類等は、秋田市上下水 道局ホームページから入手すること。

上下水道局ホームページ

http://www.city.akita.akita.jp/city/ws

- 4 設計書および設計図面の閲覧に関する事項
- (1) 閲覧期間は、平成25年7月26日 金から同年8月6日 火までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時まで
- (2) 閲覧・貸出場所は、秋田市上下水道局総務課管財係(秋田 市八橋本町六丁目12番15号 八橋下水道終末処理場内)とす ス
- (3) 設計書、仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載する
- 5 事後審査に関する事項
- (1) 落札候補者は、平成25年8月7日州から同月8日州までに、 次に掲げる確認書類等を提出すること。なお、提出期限内に 確認書類等を提出しないときは、当該落札候補者の行った入 札は無効とする。
  - ア 事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認書(様式2) イ 施工実績調書(様式4) および契約書等の写し
  - ウ 配置予定技術者の資格・工事経歴(様式5)および資格 者証の写し
- (2) 事後審査により落札者が決定した際には、入札参加者にその旨を通知する。
- (3) 落札者決定の通知は、上下水道局ホームページにも掲載す
- 6 その他
- (1) 申請書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申請書は、返却しない。
- (3) 申請書の提出に関する問合せ先 秋田市上下水道局総務課管財係

電話 018-823-8434

### 秋田市上下水道局公告

次のとおり事後審査型条件付一般競争入札を執行するので、入 札参加希望者を公募する。

平成25年7月26日

秋田市上下水道事業管理者 中 野 鋼 一

- 1 入札に付する事項
- (1) 入札に付する修繕は、次のとおりである。

修繕番号	修繕場所	履行期限	入札参加要件	
• 修繕名	修體物別	/ / / / / / / / / / / / / / / / / / /	八化多加安日	
第17号	秋田市仁井	平成25年	建築一式工事 C 1 級	
仁井田浄水	田字新中島	11月5日	(基本的要件につい	
場2群ろ過	221番地 2		ては、別に記載)	
池上部修繕				

- (2) 上記業務に係る基本的な入札参加要件
  - ア 前項の入札参加要件で、「建築一式工事C1級」とあるのは、秋田市内に本社を有する業者で、秋田市総務部契約 課に入札参加資格審査申請書を提出し、同課から建築一式 工事C1級に等級格付されている者をいう。
  - イ 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4の 規定に該当しない者であること。
  - ウ 建設業法による営業停止期間中でないこと。
  - エ 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中で ないこと。
  - オ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
  - カ 資格を有する者を監理技術者又は主任技術者として本業 務に配置できること。
  - キ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続 開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に 基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者(手続 開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。
- 2 入札に関する事項
- (1) 入札の日時 平成25年8月7日(水午前10時20分
- (2) 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号 秋田市上下水道局 別館二階 会議室(庁舎 裏)
- (3) 入札保証金 免除
- (4) 契約予定日 平成25年8月9日金
- (5) 注意事項
  - ア 秋田市上下水道局財務規程(昭和41年秋田市水道局管理 規程第3号)および入札心得を遵守の上、入札に参加する こと。
  - イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もりをした契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること
  - ウ 開札の結果、落札候補者がないとき、又は事後審査により落札者がなく次順位の落札候補者がないときは、再度の入札を1回に限り行う。

- エ 落札候補者となるべき同価格の入札者が2人以上あると きは、直ちにくじにより落札候補者を決定する。
- 3 入札参加申込みに関する事項
- (1) 入札に参加を希望する者は、平成25年8月6日火までに、 事後審査型条件付一般競争入札参加資格審査申請書(様式1。 以下「申請書」という。)を提出すること。
- (2) 申請書の提出 申請書は持参するものとし、郵送又は電送 によるものは受け付けない。
- (3) 申請書の受付 申請書は、次のとおり受け付ける。
  - ア 受付期間 平成25年7月26日 金から同年8月6日 火までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時まで
  - イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係(秋田市八橋 本町六丁目12番15号 八橋下水道終末処理場内)
  - ウ 申請書、事後審査に関する確認書類等は、秋田市上下水 道局ホームページから入手すること。

上下水道局ホームページ

http://www.city.akita.akita.jp/city/ws

- 4 設計書および設計図面の閲覧に関する事項
- (1) 閲覧期間は、平成25年7月26日 金から同年8月6日 火までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。
- (2) 閲覧・貸出場所は、秋田市上下水道局総務課管財係(秋田 市八橋本町六丁目12番15号 八橋下水道終末処理場内)とす る。
- (3) 設計書、仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載する。
- 5 事後審査に関する事項
- (1) 落札候補者は、平成25年8月7日(から同月8日(水までに、次に掲げる確認書類等を提出すること。なお、提出期限内に確認書類等を提出しないときは、当該落札候補者の行った入札は無効とする。
  - ア 事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認書(様式2) イ 配置予定技術者の資格・工事経歴(様式5) および資格 者証の写し
- (2) 事後審査により落札者が決定した際には、入札参加者にその旨を通知する。
- (3) 落札者決定の通知は、上下水道局ホームページにも掲載する。
- 6 その他
- (1) 申請書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申請書は、返却しない。
- (3) 申請書の提出に関する問合せ先 秋田市上下水道局総務課管財係 電話 018-823-8434

171	ш	111	 †K	